

静岡県内事業場の全面禁煙に向けた 実態・課題の調査と支援

平成23年3月

**労働者健康福祉機構
静岡産業保健推進センター**

目 次

要約、研究員名簿	2
I はじめに	3
II 方法	4
III 結果	6
1. 簡易調査	(6)
2. 詳細調査	(11)
3. 訪問面接調査	(17)
4. 調査結果のまとめ	(18)
5. 支援活動準備	(19)
資料	21
資料1 調査研究計画の流れ図	(22)
資料2 簡易調査票	(23)
資料3 詳細調査票	(24)
資料4 訪問面接調査票	(26)
資料5 簡易調査の単純集計結果	(28)
資料6 簡易調査の問3「その他」への記入内容	(29)
資料7 簡易調査の問5「他の実施事項」への記入内容	(30)
資料8 簡易調査のクロス集計結果	(31)
資料9 詳細調査の単純集計結果	(35)
資料10 詳細調査のクロス集計結果	(37)
資料11 詳細調査の意見・質問への記入内容	(45)
資料12 訪問面接調査の受諾事業場の全面禁煙状況別特徴	(46)
資料13 先進事業場紹介資料(①～⑥)	(47)
資料14 全面禁煙導入チェックリスト(案)	(53)

要 約

職場の主な喫煙対策は未だに空間分煙である。しかし近年、公共的空間は全面禁煙であるべきとの原則が示され、国内でも既に一部の事業場で全面禁煙の導入が始まっている。そこで、本研究では、静岡県内事業場を対象とした全面禁煙に関する調査を実施することによって、全面禁煙が現実的かつ身近な課題であるとの認識を普及させること、ならびに、職場全面禁煙を推進するために役立つ実態や課題についての情報を収集することを目的とした。

先ず簡易調査として、県内3162事業場に簡易調査票を郵送し、1455事業場(回収率46.0%)から回答が得られた。その結果、建物／敷地内全面禁煙が(有効回答中)35.1%／7.4%で実施され、計画・検討中も併せると56.9%／29.4%に上る等、県内でも既に全面禁煙が(製造業の事業場や高い喫煙者率の事業場を含め)着実に広がっていること、ならびに、さらなる拡大を図るには空間分煙の限界についての啓発が重要であることが示された。次の詳細調査では、簡易調査で同意の得られた全面禁煙の実施・計画・検討中の223事業場に詳細調査票を郵送し、154事業場(回収率69.1%)から回答があった。その結果、敷地内に限らず就業時間内は敷地外も禁煙という先進事業場の存在；全面禁煙化による喫煙者率の低減効果；社員の健康を守るための毅然とした実施の重要性 等が示された。そして、詳細調査で同意の得られた60事業場の中から10事業場を訪問して面接調査を行った結果、トップダウンによる推進；製品・サービス・生産性の向上や職場環境の維持という目的；非喫煙者の受動喫煙への不寛容 等の重要性が示され、それらを盛り込んだ先進事業場の紹介資料や職場全面禁煙化のためのチェックリスト案を作成した。

以上から、喫煙対策、特に全面禁煙への高い関心(予想を上回る調査回収率)；県内でも既に様々な人数規模・業種・喫煙者率の事業場で全面禁煙が広がっている実態；トップダウンによる推進、空間分煙の限界についての啓発、生産性・品質・安全の向上という観点、非喫煙者が我慢することなく声を上げることの重要性 等が明らかになった。これらを踏まえて作成した職場全面禁煙のチェックリスト案を完成させ、先進事業場の紹介資料とともに県内事業場の全面禁煙化の支援活動に活用し、さらに全面禁煙促進のための事業場間ネットワーク構築や産業保健推進センターによる啓発活動の強化等に取り組んでいくことが、今後の課題である。

研究員名簿

<研究代表者>

静岡産業保健推進センター 所長 鎌田 隆

<研究分担者>

静岡産業保健推進センター	相談員	足立留美子
静岡産業保健推進センター	相談員	倉田千弘
静岡産業保健推進センター	特別相談員	住吉健一

<共同研究者>

ヤマハ(株) 健康管理センター	産業医	上原明彦
矢崎総業(株)	統括産業医	大久保浩司
浜松医科大学 健康社会医学講座	教授	尾島俊之
ヤマハ(株) 健康管理センター	産業医	小田切圭一
日立アプライアンス(株) 清水事業所	産業医	杉 敏彦
ヤマハ(株) 健康管理センター	産業医	山本 誠

I はじめに

静岡産業保健推進センターによる平成13年度産業保健調査研究「静岡県における職域の分煙及び禁煙支援活動の実態と禁煙支援活動の評価に関する研究—今後の支援システム構築に向けて」の結果、事業主の喫煙対策への意識が高い反面、空間分煙の実施は66.2%と決して十分ではなく、職場の喫煙対策を推進させるような具体的な教育実施が求められる実態が確認された。その後、空間分煙では受動喫煙を防止できること、及び、全面禁煙によって非喫煙者の急性心筋梗塞の発症までが大きく減少したこと等の報告が蓄積され、厚生労働省「職場における喫煙対策のためのガイドライン」も平成15年改正で適切な喫煙対策の方法の一つとして「事業場全体を常に禁煙とする方法(全面禁煙)」が示されるようになった。

また、健康増進法第25条は、多数の者が利用する施設の管理者に対して受動喫煙を防止するための措置を努力義務として求め、さらに、わが国でも平成17年に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第8条に関する「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」では、「100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は不完全であるため、すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。」と空間分煙による喫煙対策では不十分であることを明記している。

このように、現在、職場の喫煙対策の原則は空間分煙から全面禁煙へと大きく転換していく時期にある。そこで今、事業場の全面禁煙を意識した喫煙対策状況調査を行うことができれば、その調査自体が事業場の全面禁煙が現実的かつ身近な課題であるとの認識を広め、さらに調査結果に基づく全面禁煙導入の支援活動の構築も行えば、静岡県内事業場の全面禁煙化を推進できるばかりでなく、喫煙対策の遅れた事業場に対する啓発等の様々な波及効果も期待することができる。

上記の背景のもと、具体的には下記のような点を明らかにすることを目的に、本調査研究を計画した：

- ① 静岡県内事業場の喫煙対策実施状況、特に全面禁煙を実施、計画または検討している事業場の状況
- ② 全面禁煙を実施している事業場における全面禁煙導入の方法と導入前後の課題
- ③ 全面禁煙導入を計画している事業場における導入計画時と導入前の状況と課題
- ④ 全面禁煙導入を検討している事業場における検討状況と課題
- ⑤ 全面禁煙導入前の事業場に対して産業保健推進センターが行える(全面禁煙実現に向けた)支援活動方法を構築するために有用な情報。

本調査研究を通じて上記①～⑤が明確になれば、静岡県内における全面禁煙実施・計画・検討事業場の実態把握、全面禁煙導入のためのマニュアル・チェックリストの作成、ならびに、全面禁煙促進のための事業場間ネットワークの構築へと展開していくことが期待できる。そして、静岡県内事業場における全面禁煙の着実な普及は、受動喫煙による健康障害を予防できるばかりでなく、職場全面禁煙がもたらす喫煙者率の低下を通じ、喫煙者の健康づくりにも貢献できる。さらに、国内外の研究で明らかにされている成果に基づけば、職場全面禁煙は医療費の削減、ならびに、事業場の生産性の向上にも繋がるはずである。また、静岡県内の多くの事業場における全面禁煙の導入と労働者の禁煙促進は、事業場があつて労働者が生活する地域全体の喫煙者率減少や全面禁煙化の推進に波及することによって、地域全体の健康づくりにも大きく貢献するはずである。

Ⅱ 方法

本調査研究は、(1)県内事業場を対象とした全面禁煙に関する簡易調査；(2)全面禁煙の実施・計画・検討事業場の詳細調査；(3)全面禁煙の実施・計画・検討事業場の訪問面接調査；ならびに、(4)全面禁煙の導入に向けた支援活動の準備 の4つの段階により構成され(資料1)、その各段階の内容は以下の通りである。

(1)県内事業場を対象とした全面禁煙に関する簡易調査

静岡産業保健推進センターに登録されている静岡県内2916事業場に、主な官公庁246ヶ所を加えた計3162事業場に対して、本調査研究への協力依頼文書、ならびに、「事業場における喫煙対策(特に全面禁煙)の実施状況に関するアンケート調査票」(以下、簡易調査票；資料2)を2010年9月下旬に郵送した。

協力依頼文書の中で、本調査への参加に同意できる場合にのみ簡易調査票に記入・返送することを求めた。また、簡易調査票の中で、全面禁煙を実施、計画、または、検討している事業場については、次の段階の(事業場における全面禁煙に関する)詳細調査への協力を依頼し、同意できる場合にのみ事業場名と連絡先の記入を求めた。

簡易調査票での調査内容としては、業種、労働者数、敷地・建物の管理形態、喫煙者率、分煙・全面禁煙の実施状況、及び、全面禁煙の阻害要因について、主に選択肢方式で尋ね、「その他」を選択した場合にのみ記述による回答を求めた。なお、中央労働災害防止協会が厚生労働省委託事業として、平成16年から平成21年まで毎年、実施している調査「職場における喫煙対策の実施状況について」の結果と比較できるよう、労働者数、敷地・建物の管理形態、喫煙者率、分煙・全面禁煙の実施状況、及び、全面禁煙の阻害要因については同調査で用いられている質問を採用した。

(2)全面禁煙の実施・計画・検討事業場の詳細調査

上記(1)で詳細調査への同意が得られた(全面禁煙を実施、計画、または、検討している)事業場、すなわち、簡易調査で返送されてきた簡易調査票において詳細調査のための事業場名・連絡先が記入されていた事業場に対して、協力依頼文書、ならびに、「事業場における全面禁煙に関するアンケート詳細調査票」(以下、詳細調査票；資料3)を2010年11月中旬に郵送した。

協力依頼文書の中で、本調査への参加に同意できる場合にのみ詳細調査票に記入・返送することを求めた。また、詳細調査票の中で、次の段階の(事業場における全面禁煙実施・計画・検討に関する)訪問面接調査への協力を依頼した。そして、訪問面接調査への協力に同意できる場合にのみ、事業場名と連絡先の記入、及び、全面禁煙導入支援の希望の有無と具体的な希望内容についての記入を求めた。

詳細調査票では、業種、労働者数、敷地・建物の管理形態、喫煙者率、ならびに、全面禁煙に関する実施状況、実施時の課題、喫煙者率への影響、阻害要因、導入時の取り組み、計画・検討内容、及び、実施・計画・検討の動機・経緯について、主に選択肢方式で尋ね、「その他」を選択した場合に記述による回答を求めた。さらに、事業場における全面禁煙に関する意見や質問の記入を依頼した。なお、業種、労働者数、敷地・建物の管理形態、及び、喫煙者率については、簡易調査票と同じ質問を用いた。

(3)全面禁煙の実施・計画・検討事業場の訪問面接調査

本調査研究の研究分担者または共同研究者が、上記(2)で訪問面接調査への同意が得られた事業場、すなわち、詳細調査で返送されてきた詳細調査票において訪問面接調査のための事業場名・連絡先が記入されていた事業場を訪問して、本調査に対する事業場の担当者を対象に、「事業場における全面禁煙に関する訪問面接調査票」(以下、訪問面接調査票；資料4)を用いた訪問面接調査を行った。

訪問面接調査への同意が得られた事業場から、できるだけ次のような点が偏らないことを考慮して対象事業場10ヶ所を抽出した：全面禁煙の範囲(敷地内／建物内)；全面禁煙の状況(実施／計画／検討)；業種(製造業／それ以外)；労働者数；所在地(西部／中部／東部)。また、敷地内全面禁煙にとどまらず就業時間内も全面禁煙としている事業場があれば少なくともその一つを選定した。

訪問面接調査票では次のような項目について面接による聴き取り調査を行った：業種；當時労働者数；敷地・建物の管理形態；喫煙者率；全面禁煙・喫煙対策の詳細；全面禁煙実施・計画・検討に伴い対応策を要した課題；全面禁煙導入による喫煙者率への影響；禁煙支援策；全面禁煙についてない理由；全面禁煙導入に併せて取り組んだ対策；全面禁煙の円滑な導入のための計画；計画・検討中の新たな喫煙対策；全面禁煙導入・計画・検討の動機・経緯；全面禁煙に関する意見・質問。ただし、これら項目の内容は、対象事業場の全面禁煙の状況（敷地内・建物内、実施・計画・検討）に沿うように調整を加えることによって6種類の訪問面接調査票（資料4）を用意した。しかし、必ずしも訪問面接調査票の項目に縛られることなく、面接者の裁量や被面接者の意向で適宜、調査内容が変わることは構わないこととした。さらに、訪問面接時に、事業場の全面禁煙導入に関する支援希望があれば、可能な限り具体的な支援活動についての話し合いを行うようにした。

（4）全面禁煙の導入に向けた支援活動の準備

上記（1）～（3）の結果を集計・解析して得られた知見をもとに、先進事業場の紹介資料、ならびに、職場全面禁煙化のためのチェックリスト（・マニュアル）案を作成した。加えて、静岡県内の事業場の全面禁煙を促進するための事業場間ネットワーク構築に向けた準備を行うこととした。

倫理的配慮

本調査研究の調査項目には、事業場についての情報（業種、規模、喫煙者率、喫煙対策実施状況等）が含まれた。しかし、全面禁煙を実施、計画、または、検討している事業場に対する詳細調査または訪問面接調査への参加に同意する場合にのみ事業場名と担当者名の記入を任意で求める以外には、事業場や記入者を特定できるような情報は一切、取り扱わなかった。

研究対象の選定方法については、簡易調査は、静岡産業保健推進センターに登録されている全事業場、及び、主な官公庁を対象とし、詳細調査は、簡易調査で全面禁煙の実施・計画・検討中で、かつ、詳細調査への同意が得られた事業場のみを対象とし、さらに、訪問面接調査は、詳細調査で訪問調査への同意が得られた事業場のみを対象とした。訪問面接調査の対象事業場のうち、先進事業場としての資料紹介の同意が得られた事業場の名称・概略や喫煙対策状況が先進事業場の紹介資料に記載されることになるが、このような紹介は（全面禁煙が企業活動の競争上の不利益をもたらすことはなく、むしろ）積極的に健康管理に取り組んでいる事業場の姿勢を社会にアピールする機会になると期待される。

簡易調査票による通信調査の対象には喫煙対策が遅れている事業場も含まれるが、そのような事業場については、事業場が特定されるような情報を調査票に記入することを原則として求めておらず、なおかつ、集計処理された形でしか公表しないこととした。他方、先進事業場として資料紹介の対象となる場合には、事業場名、所在地、業種、従業員数、喫煙者率、喫煙対策実施状況等を公表するが、この公表の可否及び内容についての同意を事業場の代表者から得た上で、同意が得られた範囲内で公表を行うこととした。具体的には、訪問面接調査の面接者が作成した紹介資料案を当該事業場の代表者に提示して、代表者から求められた修正を加えた上で完成させ、代表者の最終的な了解を得ることとした。

簡易調査票と詳細調査票には、次の事項を明記した説明文書を添付した：本調査研究の意義・目的・方法；予想される効果・危険性；研究機関名；問い合わせや苦情の連絡先；記入者名と事業場名を回答した場合は当該事業場に関して提供された情報の開示・訂正・利用停止等を求めることができること、及び、その手続き；調査対象事業場となることを拒否できること；調査に協力しなくても不利益が生じないこと；調査対象となることを同意した後であっても隨時これを撤回できること；得られた情報を厳重に管理して、目的以外に利用しないこと；通信・面接調査票やデータは研究終了後に廃棄すること。

以上のような倫理的配慮について記載した倫理審査申請書を、独立行政法人労働者健康福祉機構に提出し、その審査の結果、調査研究の許可を受けた。ちなみに、倫理審査申請書では、倫理面への配慮として次の4項目についての記入が求められた：人権擁護上の配慮及び調査協力事業場に対する競争上の地位等への配慮；インフォームド・コンセント受領に関する手続きの方法や内容等；健康被害に対する補償；研究成果の公表によって研究対象者・事業場に生じうる不利益とそれに対する配慮。

III 結果

1. 簡易調査

静岡産業保健推進センターに登録されていた2916事業場に主な官公庁の246ヶ所を加えた計3162事業場に対して、2010年9月下旬に簡易調査票を郵送し、10月25日までに1455通(回収率46.0%)の返送があった。

<単純集計結果>

① 業種 (問1、資料5の表1)

事業場の業種は、半数近くを占めた製造業(659ヶ所、45.3%)を筆頭に、多い順に、官公庁、商業、接客・娯楽業、その他、運輸交通業、保健衛生業、建設業、教育・研究業、金融・広告業、清掃・と畜業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業、映画演劇業、ならびに、通信業であった。映画演劇業と通信業は各1ヶ所のみだったため、クロス集計では「その他」の中に組み込んだ。さらに、畜産・水産業と農林業も各々4、7ヶ所と少ないため、クロス集計では一括して「農林・畜産・水産業」とした。

② 労働者数 (問2、資料5の表2)

事業場の常時労働者数は、50～99人(490ヶ所、33.7%)が3割強を占め、次いで、多い順に100～299人、30～49人、300～999人、1000～4999人、ならびに、5000人～であった。5000人～が4ヶ所と少ないとため、クロス集計では1000～4999人と5000人～を併せ1000人～として一括した。

③ 管理形態 (問3、資料5の表3、資料6)

事業場の敷地・建物の管理形態は、「自社が管理する敷地・建物(敷地内に屋外空間あり)」が大半(1293件、88.9%)であり、「自社が管理するビル(敷地内に屋外空間ほとんどなし)」、「テナントビルに入居」、及び、「その他」はいずれも5%未満であった。「その他」の具体的な内容については、「親会社が管理する敷地及び建物」(13ヶ所)が最も多かった。

④ 喫煙者率 (問4、資料5の表4) ('20%以上40%未満'を'20%～40%未満'と記載。他の%も同様。以下同様)

事業場の喫煙者率は20%～40%未満(623ヶ所、42.8%)が4割強を占め、次いで、多い順に(0%超～)20%未満、40%～60%未満、60%～80%未満と続き、「喫煙者はいない」すなわちゼロも29ヶ所(2.0%)あった。喫煙者率のゼロと(0%超～)20%未満を併せた0%～20%未満は468ヶ所で、喫煙者率「不明」を除いた1377ヶ所中34.0%と1/3を占めた。

⑤ 禁煙・分煙の実施状況 (問5、資料5の表5、資料7)

「a. 建物内に喫煙室か喫煙コーナーを設置」が「実施ずみ」の事業場は943ヶ所(64.8%)と、全体の2/3近くを占めた。

「b. 建物内の自社占有部分は常に禁煙」の事業場数は、多い方から「予定はない」、「実施ずみ」、「検討したい」、ならびに、「計画中」の順であり、「実施ずみ」、「計画中」、ならびに、「検討したい」を併せると有効回答中の6割近く(56.9%)を占めた。(*有効回答：判別可能な回答。以下同様)

「c. 建物内は全面禁煙」は、「実施ずみ」が3割近く(28.7%)を占め、「実施ずみ」に「計画中」と「検討したい」を併せると有効回答中の半数を超えた(54.9%)。

「d. 建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施ずみ」の事業場は86ヶ所(全体の5.9%、有効回答中の7.4%)であった。この「実施ずみ」に「計画中」と「検討したい」を併せると有効回答中の3割弱(29.4%)を占めた。

「e. その他の実施事項」への記入内容は、屋外の喫煙スペースのみ、就業時間内禁煙等の様々な時間分煙、週や月1回等の禁煙デー、構内禁煙、及び、車両内禁煙等であった。

建物内の全面禁煙を実施していない事業場だけが問5aに回答したかどうかを確認するために、問5aと問5cのクロス集計を行った。その結果、問5cで建物内全面禁煙が「実施ずみ」と答えた計144事業場(問5aと問5cのクロス集計表の中の太いイタリック数字の合計)は本来、問5aに答えないはずであったと考えられる。このような誤答が生じた理由について、上記144事業場のうち連絡先が記入してあった事業場の中から2ヶ所に対し電話で尋ねたところ、「工場、事務室等は全面禁煙。駐車場に小屋があり、そこを単独の喫煙室としている」、ならびに、「工場は全面禁煙である。別途離れた倉庫の壁際の屋外に喫煙コーナーを設けている」との背景が確認された。すなわち、上記のような誤答が生じた背景の一つに、屋根だけあるような喫煙コーナー

を建物の内とするか外とするか迷うような場合があった。

⑥ **屋外喫煙場所**（問6、資料5の表6）

建物内全面禁煙が実施すみの事業場における屋外の喫煙場所については、全体の3割強(31.1%)、有効回答中の8割近く(79.7%)が屋外の喫煙場所を設置していた。「特に喫煙者の喫煙場所に関与や配慮はしていない」事業場は74ヶ所あって、全体の5.1%、有効回答中の13.1%を占めた。

建物内全面禁煙が「実施すみ」ではなかった事業場も誤って回答している可能性があるため、問5cの「建物内は全面禁煙」が「実施すみ」の418事業場に限定すると、「特に喫煙者の喫煙場所に関与や配慮はしていない」事業場は47ヶ所で1割強(全体の11.2%、有効回答中の11.6%)であった。

⑦ **全面禁煙にできない理由**（問7、資料5の表7）

建物内全面禁煙も敷地内全面禁煙も予定がない事業場において全面禁煙にできない理由は、「建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができている」が最多で全体の3割近く(28.5%)を占め、次に「喫煙者の理解・協力が得られない」(15.7%)であった。

建物内・敷地内全面禁煙の予定がない事業場以外も回答している可能性があるため、問5の「建物内は全面禁煙」と「建物内に加え敷地部分もすべて禁煙」とともに「予定はない」と答えた532事業場に限定すると、「建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができている」が2/3(66.9%)を占め、次が「喫煙者の理解・協力が得られない」(31.6%)であった。

<詳細調査への協力に対する回答>

詳細調査への協力に同意して郵送先が記入されていた事業場は485ヶ所(33.3%)あったが、住所と事業場名等の宛先が揃っていたのは475ヶ所(32.6%)であった。さらに、「建物内の全面禁煙」と「建物に加え敷地部分もすべて禁煙」のいずれかが「実施すみ」、「計画中」、または、「検討したい」であった事業場に限定すると、住所と事業場名等の宛先が揃っていたのは223ヶ所(15.3%)であった。(この223ヶ所宛に詳細調査票を同封した詳細調査依頼書を11月16日に郵送した。)

<クロス集計> 業種 × (業種の「その他」と「農林・畜産・水産業」については、単純集計結果①を参照)

① **業種 × 労働者数**（問1×問2、資料8の表1）

殆どの業種、すなわち、製造業、商業、その他、接客娯楽業、運輸交通業、建設業、教育・研究業、ならびに、金融・広告業で最も多い労働者数は50～99人であり、官公庁と保健衛生業で最も多いのは100～299人であった。(労働者数1000人～は1000～4999人と5000人～を併せたもので、以下でも同様。)

② **業種 × 敷地・建物の管理形態**（問1×問3、資料8の表2）

「自社管理の敷地・建物」が全ての業種で半数を超える大半が8割超(80.7%～100%)であったが、金融・広告業(54.2%)、清掃・と畜業(55.6%)、その他(72.3%)、ならびに、貨物取扱業(78.6%)では8割未満にとどまった。「テナントビルに入居」は全業種で2割未満であったが、清掃・と畜業(16.7%)、その他(12.9%)、建設業(12.8%)、ならびに、金融・広告業(12.5%)では1割超と比較的多かった。

③ **業種 × 喫煙者率**（問1×問4、資料8の表3）

製造業、官公庁、商業、接客娯楽業、建設業、清掃・と畜業、ならびに、貨物取扱業における喫煙者率の最頻値は20～40%未満であった。ただし、官公庁については、「喫煙者はいない」すなわちゼロと(0%超～)20%未満を併せた0%～20%未満が60ヶ所に上り、喫煙者率不明を除いた116ヶ所中の51.7%を占めた。他方、その他、保健衛生業、教育・研究業、金融・広告業、ならびに、農林・畜産・水産業における最頻値は(0%超～)20%未満であった。唯一、最頻値が40～60%未満と高かった運輸交通業でも、(0%超～)20%未満と(20%超～)40%未満が各々10、30ヶ所あって、それらを併せた(0%超～)40%未満は喫煙者率不明を除いた94ヶ所中の4割強(42.6%)に上った。

喫煙者率0%～20%未満の(喫煙者率不明を除いた中での)割合は、教育・研究業で最も大きく(39ヶ所中33ヶ所、84.6%)、次いで、農林・畜産・水産業(10ヶ所中7ヶ所、70.0%)、金融・広告業(22ヶ所中13ヶ所、59.1%)、官公庁(116ヶ所中60ヶ所、51.7%)、ならびに、保健衛生業(72ヶ所中37ヶ所、51.4%)が5割を超えた。さらに、喫煙者率ゼロの(喫煙者率不明を除いた中での)割合は官公庁で最も大きく(116ヶ所中19ヶ所、16.4%)、農林・畜産・水産業(10ヶ所中1ヶ所、10.0%)、清掃・と畜業(17ヶ所中1ヶ所、5.9%)、その他(94ヶ所中3ヶ所、3.2%)、保健衛生業(72ヶ所中2ヶ所、2.8%)、接客娯楽業(97ヶ所中1ヶ所、1.0%)、そして、製造業(634ヶ所中2ヶ所、0.3%)が続いた。

④ 業種 × 禁煙・分煙の実施状況（問1×問5、資料8の表4）

「a. 建物内に喫煙室・コーナーを設置」が「実施すみ」の割合は、清掃・と畜業(46.2%)を除き、全ての業種で有効回答中の2/3以上(67.2%~90.0%)を占めた。

「b. 建物内自社占有部分は常に禁煙」が「実施すみ」の割合は、清掃・と畜業(70.0%)、官公庁(65.3%)、教育・研究業(61.5%)、保健衛生業(58.8%)、ならびに、金融・広告業(55.0%)で有効回答中の過半数を占めた。他方、接客娯楽業(14.3%)のみが2割を下回ったが、「実施すみ」に「計画中」と「検討したい」を併せれば51.2%であった。すなわち、自社占有の建物内に喫煙場所が残っている割合が最も大きい接客娯楽業であっても、喫煙場所を残したままで構わないと考えている事業場は少数派であった。

「c. 建物内は全面禁煙」が「実施すみ」の割合は、保健衛生業(68.2%)、官公庁(67.5%)、ならびに、教育・研究業(60.0%)で6割以上を占めた。他方、接客娯楽業(12.6%)のみが2割を下回ったが、「実施すみ」に「計画中」と「検討したい」を併せれば48.3%であった。すなわち、建物内全面禁煙が最も少ない接客娯楽業であっても、建物内全面禁煙の「計画中」と「検討したい」も併せれば半数近くに上った。さらに、接客娯楽業に次いで少なかった製造業(23.7%)でも、建物内全面禁煙の「実施すみ」、「計画中」、及び、「検討したい」を併せると、やはり半数近く(545ヶ所中258ヶ所、47.3%)を占めた。

「d. 建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」の割合は、保健衛生業で最も大きく(73ヶ所中26ヶ所、35.6%)、そして、教育・研究業(31ヶ所中7ヶ所、22.6%)、清掃・と畜業(12ヶ所中2ヶ所、16.7%)、農林・畜産・水産業(10ヶ所中1ヶ所、10.0%)が続いた。「建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」に「計画中」と「検討したい」を併せた割合は、保健衛生業(39.7%)で最も大きく、農林・畜産・水産業(20.0%)で最も小さかった。また、事業場数が最も多い製造業では26.9%(532ヶ所中153ヶ所)と1/4以上を占めた。他方、「建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」の86事業場のうち、保健衛生業が26ヶ所(30.2%)と最も多く、次が製造業(25ヶ所、29.1%)であった。

⑤ 業種 × 屋外喫煙所の設置（問1×問6、資料8の表5）

建物内全面禁煙が実施すみの事業場で屋外喫煙所を設けている割合は、建設業と運輸交通業(ともに92.3%)で最も大きかった。他方、「特に喫煙者の喫煙場所に関与や配慮はしていない」の割合は、農林・畜産・水産業(3ヶ所中1ヶ所、33.3%)で最も大きく、次いで保健衛生業(51ヶ所中14ヶ所、27.5%)であり、事業場数が最も多い製造業で14.2%(211ヶ所中30ヶ所)であった。

問5cで「建物内は全面禁煙」が「実施すみ」と答えた403事業場に限定すると、「特に喫煙者の喫煙場所に関与や配慮はしていない」の割合は、農林・畜産・水産業(33.3%)、清掃・と畜業(28.6%)、金融・広告業(28.6%)、保健衛生業(25.6%)、ならびに、貨物取扱業(20.0%)で2割以上に上った。

⑥ 業種 × 建物内を全面禁煙にできない理由（問1×問7、資料8の表6）

建物内を全面禁煙にできない理由として、「建物内分煙ができる」が全ての業種で最も多かった(清掃・と畜業のみ「自社ビルではないため」と同数であった)。次に多い理由は、殆どの業種で「喫煙者の理解・協力が得られない」であったが、接客娯楽業では「来客者の協力が得られない」(27ヶ所)が「建物内分煙ができる」(28ヶ所)に迫る数であった。

＜クロス集計＞ 労働者数 × (労働者数1000人～は1000～4999人と5000人～を併せたもの)

① 労働者数 × 喫煙者率（問2×問4、資料8の表8）

「喫煙者はいない」すなわちゼロの割合は労働者数1～9人で最も大きく(有効回答58ヶ所中22ヶ所、37.9%)で、喫煙者率のゼロと(0%超～)20%未満を併せた0%～20%未満の割合は労働者数が多いほど小さくなつた(1～9人、10～29人、30～49人、50～99人、100～299人、300～999人、及び、1000人～の順に、有効回答中の割合が63.8%、45.2%、34.2%、32.9%、31.9%、27.6%、及び、14.7%)。他方、喫煙者率ゼロの大半は労働者数1～9人(29ヶ所中22ヶ所、75.9%)であったが、100～299人でも2ヶ所(6.9%)あった。

② 労働者数 × 禁煙・分煙の実施状況（問2×問5、資料8の表9）

「a. 建物内に喫煙室・コーナーを設置」が「実施すみ」の割合は、労働者数1～9人(47.4%)を除き、全ての労働者数の事業場で8割を超えた(80.7%～93.8%)。

「b. 建物内自社占有部分は常に禁煙」が「実施すみ」の割合は、1～9人、10～29人、30～49人、50～99人、100～299人、300～999人、及び、1000人～の順に、65.0%、48.8%、41.5%、33.7%、30.5%、25.8%、及び、19.2%と小さくなつた。「実施すみ」に「計画中」と「検討したい」を併せた割合も同様な傾向であったが、1000人～の事業場であっても26ヶ所中13ヶ所と半数を占めた。

「c. 建物内は全面禁煙」が「実施すみ」の割合は、労働者数1～9人の事業場(60.4%)で最も大きく、次が10～29人(46.7%)であったが、3番目が100～299人(34.4%)と、必ずしも労働者数の増加とともに小さくはならなかった。「実施すみ」に「計画中」と「検討したい」を併せた割合も労働者数1～9人(70.8%)で最も大きく、次が10～29人(60.0%)、3番目が100～299人(55.9%)と同様な傾向であったが、1000人～の事業場であっても31ヶ所中15ヶ所と半数近く(48.4%)を占めた。

「d. 建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」の86ヶ所の中で、労働者数50～99人の割合が27ヶ所(31.4%)と最も多く、次が100～299人(23.3%)であった。他方、「建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」の割合は、労働者数1～9人で最も大きく(47ヶ所中9ヶ所、19.1%)、次は1000人～(33ヶ所中4ヶ所、12.1%)で、30～49人で最も小さかった(135ヶ所中6ヶ所、4.4%)。同様に、「実施すみ」、「計画中」、及び、「検討したい」を併せた割合も、労働者数1～9人で最も大きく(47ヶ所中29ヶ所、44.7%)、次は1000人～(33ヶ所中13ヶ所、39.4%)であった。

③ 労働者数 × 屋外喫煙所 (問2×問6、資料8の表10)

建物内全面禁煙が実施すみで、かつ、(屋外喫煙所を設置することもなく)「特に喫煙者の喫煙場所に関与・配慮はしていない」の割合は、労働者数1～9人の事業場(32.4%)で最も大きかった。しかし、次は300～999人(17.8%)、3番目は30～49人(16.9%)と一定の傾向はなかった。

問5cの「建物内は全面禁煙」が「実施すみ」であった事業場に限定しても、「特に喫煙者の喫煙場所に関与・配慮はしていない」の割合は、労働者数1～9人の事業場(35.7%)で最も大きかった。しかし、次は1000人～(20.0%)、300～999人(12.5%)と続く等、やはり一定の傾向はなかった。

④ 労働者数 × 建物内を全面禁煙にできない理由 (問2×問7、資料8の表11)

建物内を全面禁煙にできない理由は、いずれの労働者数の事業場でも「建物内分煙ができている」の割合が最も大きかった(45.5%～53.6%)。「喫煙者の理解・協力が得られない」という理由の割合は、1～9人(18.2%)を除き、全ての労働者数で2割強であった(22.2%～28.3%)。

<クロス集計> 敷地・建物の管理形態 ×

① 敷地・建物の管理形態 × 喫煙者率 (問3×問4、資料8の表12)

敷地・建物の管理形態が「自社管理の敷地・建物」と「その他」の事業場の喫煙者率は20%～40%未満が最も多く、「自社管理のビル」と「テナントビル入居」では(0%超～)20%未満が最も多かった。

② 敷地・建物の管理形態 × 禁煙・分煙の実施状況 (問3×問5、資料8の表13)

「a. 建物内に喫煙室・コーナーを設置」が「実施すみ」の割合は、いずれの管理形態でも7割を超えていた(72.2%～84.4%)。

「b. 建物内自社占有部分は常に禁煙」が「実施すみ」の割合は「自社管理の敷地・建物」(32.0%)以外は5割を超えていた(52.4%～56.4%)。「実施すみ」に「計画中」と「検討したい」を併せた割合も「自社管理の敷地・建物」(55.2%)以外は6割を超えていた(62.8%～70.9%)。

「c. 建物内は全面禁煙」が「実施すみ」の割合は、テナントビル入居(32.5%)で最も小さかったが、「自社管理の敷地・建物」(33.4%)と大差はなかった。「実施すみ」に「計画中」と「検討したい」を併せた割合もテナントビル入居(42.5%)で最も小さく、他は全て5割を超えた(54.7%～66.7%)。

「d. 建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」の86ヶ所の中で、「自社管理の敷地・建物」が80ヶ所と大半を占めた。他方、「建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」の割合は、「その他」(3.7%)以外は全て5%以上であった(5.0%～8.3%)。「実施すみ」、「計画中」、ならびに、「検討したい」を併せた割合は、テナントビル入居(19.4%)で最も小さく、それ以外(25.9%～45.0%)との差が比較的大きかった。

③ 敷地・建物の管理形態 × 屋外喫煙所 (問3×問6、資料8の表14)

建物内全面禁煙が実施すみで、かつ、(屋外喫煙所を設置することもなく)「特に喫煙者の喫煙場所に関与・配慮はしていない」の割合は、「自社管理の敷地・建物」(12.6%)で最も小さく、「自社管理のビル」(23.1%)で最も大きかった。問5cの「建物内は全面禁煙」が「実施すみ」であった399事業場に限定しても、「特に喫煙者の喫煙場所に関与・配慮はしていない」の割合は、「自社管理の敷地・建物」(10.8%)で最も小さく、「自社管理のビル」(27.3%)で最も大きかった。

④ 敷地・建物の管理形態 × 建物内を全面禁煙にできない理由 (問3×問7、資料8の表15)

建物内を全面禁煙にできない理由は、いずれの管理形態でも「建物内分煙ができている」の割合が最も大きかった(38.1%～48.5%)。

<クロス集計> 喫煙者率 ×

① 喫煙者率 × 禁煙・分煙の実施状況 (問4×問5、資料8の表16)

「a. 建物内に喫煙室・コーナーを設置」が「実施すみ」と「検討したい」の事業場では、喫煙者率20%～40%未満が最も多く、「予定はない」では(0%超～)20%未満が最も多かった。

「b. 建物内自社占有部分は常に禁煙」が「実施すみ」、「計画中」、「検討したい」、及び、「予定はない」の順に、喫煙者率(0%超～)20%未満の割合は42.2%、26.8%、25.3%、及び、21.7%と小さくなつた。ゼロと(0%超～)20%未満を併せた0%～20%未満の割合も、「実施すみ」の中で47.0%と半数近くを占め、「計画中」、「検討したい」、及び、「予定はない」の順に29.3%、25.9%、及び、21.9%と減少傾向を示した。

「c. 建物内は全面禁煙」については、喫煙者率(0%超～)20%未満の割合が、「実施すみ」(43.1%)の事業場で最も大きいが、「検討したい」(30.8%)や「予定はない」(22.8%)より、むしろ「計画中」(20.4%)の事業場で小さかつた。0%～20%未満の割合も、「実施すみ」、「計画中」、「検討したい」、及び、「予定はない」の順に48.4%、22.4%、31.3%、及び、23.3%と、同様な傾向を示した。

「d. 建物に加え敷地部分もすべて禁煙」については、喫煙者率(0%超～)20%未満の割合が、「実施すみ」(45.2%)の事業場で最も大きいが、「検討したい」(35.2%)や「予定はない」(27.0%)より、むしろ「計画中」(24.3%)の事業場で小さかつた。0%～20%未満の割合も、「実施すみ」、「計画中」、「検討したい」、及び、「予定はない」の順に56.0%、27.0%、37.6%、及び、28.1%と、同様な傾向を示した。「d. 建物に加え敷地部分もすべて禁煙」で「予定はない」と答えた割合は、喫煙者率ゼロの事業場で最も小さく(24ヶ所中9ヶ所、37.5%)、喫煙者率60%～80%未満の事業場で最も大きかつた(47ヶ所中39ヶ所、83.0%)。他方、「d. 建物に加え敷地部分もすべて禁煙」が「実施すみ」の事業場における喫煙者率は、0%～20%未満が84ヶ所中47ヶ所(56.0%)と半分以上を占めた反面、20%～60%未満と80%以上を併せた60%以上が3ヶ所(3.6%)、さらに80%以上が2ヶ所(2.4%)あった。同様に、「計画中」の事業場における喫煙者率も、0%～20%未満が37ヶ所中10ヶ所(27.0%)と3割近くを占めた反面、60%以上が2ヶ所(5.4%)あった。

② 喫煙者率 × 屋外喫煙所 (問4×問6、資料8の表17)

建物内全面禁煙が実施すみで、かつ、(屋外喫煙所を設置することもなく)「特に喫煙者の喫煙場所に関与・配慮はしていない」の割合は、喫煙者率ゼロの事業場(42.9%)で最も大きく、(喫煙者率不明を除けば)次は(0%超～)20%未満(16.6%)であったが、3番目は60%～80%未満(13.3%)であった。

③ 喫煙者率 × 建物内を全面禁煙にできない理由 (問4×問7、資料8の表18)

喫煙者率が(0%超～)20%未満、20%～40%未満、40%～60%未満、ならびに、60%～80%未満の事業場では、建物内を全面禁煙にできない理由として「建物内分煙ができている」が最も多かつた。他方、建物内を全面禁煙にできない理由がいずれの場合であっても、喫煙者率20%～40%未満の事業場数が最も多かつた。また、(0%超～)20%未満の割合は、「事業場責任者の理解が得られない」(9.5%)を除けば、全ての理由で2割を超えていた(20.6%～38.5%)。0%～20%未満の割合も、「事業場責任者の理解が得られない」(9.5%)を除けば、全て2割を超えていた(21.1%～42.3%)（いずれも喫煙者率「不明」を除いた中の割合）。

<クロス集計> 禁煙・分煙の実施状況 ×

① 禁煙・分煙の実施状況 × 全面禁煙できない理由 (問5×問7、資料8の表19、20)

問5で建物内全面禁煙と敷地内全面禁煙のいずれも「予定はない」と答え、かつ、問7に回答した504事業場において、全面禁煙にできない理由として最も多かつたのは「建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができている」(344ヶ所、68.3%)で、次が「喫煙者の理解・協力が得られない」(163ヶ所、32.3%)であった。

② 喫煙者率 × 禁煙・分煙の実施状況 × 全面禁煙できない理由 (問4×問5×問7、資料8の表19、20)

問5で建物内全面禁煙と敷地内全面禁煙のいずれも「予定はない」と答え、かつ、問7に回答した504事業場に限定して、喫煙者率が(0%超～)20%未満、20%～40%未満、40%～60%未満、ならびに、60%～80%未満の事業場における「全面禁煙にできない理由」として最も多かつたのは「建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができている」(48.0%～59.4%)であった。他方、喫煙者率80%以上の13事業場では「喫煙者の理解・協力が得られない」(8ヶ所、61.5%)が最多で、喫煙者率ゼロの2事業場では「喫煙者の理解・協力が得られない」と「その他」が1ヶ所ずつだった。また、理由に「喫煙者の理解・協力が得られない」を挙げた163事業場のうち、喫煙者率20～40%未満が78ヶ所(47.9%)と半分近くを占めたが、他の理由の場合にも同様に喫煙者率20～40%未満が半数前後(45.0%～55.6%)を占めた。

2. 詳細調査

簡易調査において「建物内の全面禁煙」と「建物に加え敷地部分もすべて禁煙」のいずれかが「実施すみ」、「計画中」、または、「検討したい」であって、かつ、詳細調査への協力に同意して郵送先が記入されていた223事業場に対して、2010年11月16日に詳細調査票を郵送し、12月17日までに154通(回収率69.1%)の返送があった。

<単純集計結果>

① 業種 (問1、資料9の表1)

事業場の業種は、多い順に製造業、官公庁、保健衛生業、運輸交通業、商業、接客娯楽業、その他、教育・研究業、清掃・畜産業、建設業、貨物取扱業、ならびに、金融・広告業であった。

② 労働者数 (問2、資料9の表2)

事業場の常時労働者数は、多い順に50～99人、100～299人、300～999人、10～29人、30～49人、1000～4999人、ならびに、1～9人であった(5000人以上はゼロであった)。1～99人、すなわち、100人未満が半数以上(55.2%)を占めた。

③ 管理形態 (問3、資料9の表3)

事業場の敷地・建物の管理形態は、「自社が管理する敷地・建物(敷地内に屋外空間あり)」が大半(139ヶ所、90.3%)であった。「その他」は9ヶ所で、うち8ヶ所で「親会社が管理する敷地及び建物」、「行政が管理する敷地・建物」、「発注者の敷地及建物に入居」、「親会社の事業所内」、「グループ会社の管理する敷地及び建物」、「他社が管理する敷地」、「○○市役所内」、ならびに、「県有地に県職員が管理する敷地及び建物」と具体的な内容の記入があった。

④ 喫煙者率 (問4、資料9の表4)

事業場の喫煙者率は20%～40%未満(67ヶ所、43.5%)が全体の4割強を占め、(0%超～)20%未満、40%～60%未満と続き、次の喫煙者率ゼロも6ヶ所(3.9%)あった。無効回答*と「不明」は計6件と少ないとため、これらを除いても同様な結果であった。喫煙者率のゼロと(0%超～)20%未満を併せた0%～20%未満は65ヶ所で、無効回答と喫煙者率「不明」を除いた148ヶ所中の4割強(43.9%)を占めた。(*無効回答：無回答、または、判別不能な回答。以下同様)

⑤ 全面禁煙の状況 (問5、資料9の表5)

事業場の全面禁煙の状況は、「敷地内には喫煙場所が一切なく、就業時間内は敷地外でも喫煙できない」が5ヶ所、「敷地内には喫煙場所が一切ないが、敷地外では就業時間内でも喫煙できる」が11ヶ所、「建物内は全面禁煙だが、屋外に喫煙場所を設けている」が88ヶ所、ならびに、「建物内に喫煙場所が残っていて、全面禁煙を計画・検討中である」が48ヶ所であった。敷地内全面禁煙は有効回答*152件中16ヶ所(10.5%)であった。(*有効回答：判別可能な回答。以下同様)

⑥ 全面禁煙実施時の課題 (問6、資料9の表6)

敷地内もしくは建物内の全面禁煙を実施すみの事業場において全面禁煙の実施に伴い対応策を要した課題については、「とくに課題はない」が有効回答98件中55ヶ所(56.1%)と半数余りを占め、「事業場の外に出て喫煙する人がいる」、「喫煙者からの苦情・不平等」、「来訪者の理解が得られにくい」は各々、15ヶ所(有効回答98件中15.3%)、14ヶ所(14.3%)、13ヶ所(13.3%)とほぼ同数であった。敷地内もしくは建物内全面禁煙が実施すみではない事業場も回答していたが、その数は2ヶ所と少なく、これらを除いてもほぼ同様な結果であった。

「その他」は5ヶ所で、うち4ヶ所で「建物内禁煙が完全に守られていない。『ここは特別』の意識が強い」、「上司又は、元請さんが喫煙し、強く言えない」、「喫煙マナー、ルールを守らない人が一部いる」、ならびに、「外に喫煙場を設けているが、近隣の住民からクレームがきて課題となる」と具体的な内容の記入があった。

⑦ 喫煙率に対する全面禁煙の影響 (問7、資料9の表7)

敷地内もしくは建物内の全面禁煙を実施すみの事業場において全面禁煙の導入による社員の喫煙率への影響については、「社員の喫煙率に大きな影響はなかった」が回答100件中42ヶ所(42.0%)と最も多かったが、「社員の喫煙率が下がった」も35ヶ所(35.0%)と多く、「不明」を除いた有効回答82件中では4割強(42.7%)を占めた。敷地内もしくは建物内全面禁煙が実施すみではない事業場による回答は2件と少なく、これらを除いてもほぼ同様な結果であった。

「その他」は5ヶ所で、うち3ヶ所で「自主的に禁煙」、「たばこの値上がりで喫煙者が減少」、ならびに、「今後禁煙見込(H23.1)」との具体的な内容の記入があった。

⑧ 敷地内を全面禁煙にしていない理由（問8、資料9の表8）

敷地内もしくは建物内に喫煙場所があると答えた事業場が未だ敷地内全面禁煙にしていない理由は、「事業場内に未だ喫煙者が多い」が最も多く(79ヶ所、延べ178回答中44.4%、有効回答119事業場中66.4%)、「喫煙者が事業場の外に出て吸って近隣に迷惑をかける」(25ヶ所、14.0%、21.0%)、「喫煙者が隠れて吸って火災を引き起こす恐れがある」(22ヶ所、12.4%、18.5%)、「来訪者の協力が得られにくい」(20ヶ所、11.2%、16.8%)等が続いた。(問5で敷地内もしくは建物内に喫煙場所があると答えた事業場以外からの回答はなかった。)

「その他」は9ヶ所で、うち8ヶ所で「就業時間内は敷地内全面禁煙です」、「一定な部屋を喫煙場所としているから」、「一度大幅に喫煙場所を狭めたがあまりにも要望多くまた指定の場所に集中し排煙等の設備が追いつかなかった」、「喫煙者にも主義主張がある」、「経営トップが喫煙者、来客に喫煙者がおいでになる」、「喫煙者はそんなに多くはない」、「'11年4月に全面禁煙の予定。現在は三ヶ月計画の三年目」、ならびに、「2011.4.1で敷地内全面禁煙を計画、実施中」との具体的な内容の記入があった。

⑨ 全面禁煙導入時の取り組み内容（問9、資料9の表9）

敷地内または建物内の全面禁煙を実施すみの事業場における全面禁煙導入時の取り組み内容は、「社内での周知徹底」が最も多く(70ヶ所、延べ156回答中44.9%、有効回答94件中74.5%)、「トップの禁煙宣言」(21ヶ所、13.5%、22.3%)、「健診での禁煙指導」(18ヶ所、11.5%、19.1%)等が続いた。敷地内または建物内全面禁煙が実施すみではない事業場による回答は2件と少なく、これらを除いてもほぼ同様な結果であった。「その他」は5ヶ所で、うち4ヶ所で「自主的に禁煙」、「施設内での来訪者への周知」、「製品への配慮」、ならびに、「屋外の喫煙区域以外での喫煙禁止や喫煙時間の徹底周知」との具体的な内容の記入があった。

⑩ 現在、計画・検討している全面禁煙（問10、資料9の表10）

現在、計画・検討している全面禁煙については、「新たな計画・検討は行っていない」が最も多く(81ヶ所、52.6%)、「建物内の全面禁煙を検討している」(16ヶ所、10.4%)、「敷地内の全面禁煙を検討している」(10ヶ所、6.5%)、「敷地内の全面禁煙を計画している」(10ヶ所、6.5%)等が続いた。

敷地内全面禁煙を計画もしくは検討している事業場は19ヶ所(12.3%、有効回答中13.1%)であった。

「その他」は8ヶ所で、その全てで「就業時間内に喫煙時間を決めるように検討している」、「禁煙教育」、「当社には喫煙者はいないが、親会社の事業所内で作業しているので親会社の意向には従う」、「計画はしていないが近い将来全面禁煙と考えている」、「就業時間内に全面禁煙の時間帯を設けることを検討している」、「屋外の喫煙場所の位置の見直しを検討している」、「全面禁煙をしたいが、組合との合意が得られない」、ならびに、「既に敷地内の全面禁煙を達成済み」との具体的な内容の記入があった。

⑪ 全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問11、資料9の表11）

現在の全面禁煙の実施、計画または検討の動機・経緯については、「社員の健康を守るため」が最も多く(75ヶ所、延べ231回答中32.5%、有効回答142件中52.8%)、「健康増進法や職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づいて」(60ヶ所、26.0%、42.3%)、「事業場の責任者の判断により」(27ヶ所、11.7%、19.0%)、「事業場の衛生委員会等で話し合って」(26ヶ所、11.3%、18.3%)、及び、「業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として」(25ヶ所、10.8%、17.6%)等が続いた。

「その他」は12ヶ所で、うち10ヶ所で「市の方針」、「US本社のポリシー」、「計画、検討は行っていない」、「今どき時代おくれ」、「環境仕事する上で」、「受動喫煙対策」、「敷地内は聖地であるから」、「喫煙者のマナーの悪さ」、「非喫煙者との公平性を保つため」、ならびに、「業務効率UP」との具体的な内容の記入があった。

＜訪問面接調査への協力依頼への回答＞

訪問面接調査への協力を同意して連絡先が記入されていた事業場は、返送してきた154件のうち60ヶ所(39.0%)であった。さらに、全面禁煙導入のための支援については無回答が74件(48.1%)で、「相談してみたい」が11件(7.1%、有効回答中13.8%)、「希望しない」が69件(44.8%、有効回答中86.3%)であった。

＜クロス集計＞ 業種 ×

① 業種 × 喫煙者率（問1×問4、資料10の表1）

喫煙者率「不明」の3件を除く147ヶ所において、保健衛生業(14ヶ所)、接客娯楽業(7ヶ所)、清掃・と畜業(5ヶ所)、ならびに、官公庁(29ヶ所)は喫煙者率が全て40%未満であった。

② 業種 × 全面禁煙の状況（問1×問5、資料10の表2）

「敷地内禁煙かつ敷地外も就業時間内禁煙」の業種別の事業場数は、製造業で1ヶ所、商業で1ヶ所、保健

衛生業で2ヶ所、ならびに、官公庁で1ヶ所であった。

「敷地外は就業時間内も喫煙可」を含めた敷地内全面禁煙の事業場数(計16ヶ所)は、製造業3ヶ所、商業1ヶ所、金融・広告業1ヶ所、教育・研究業1ヶ所、保健衛生業7ヶ所、ならびに、官公庁3ヶ所であった。

敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙の業種別の事業場数(計103ヶ所)は、製造業26ヶ所、運輸交通業9ヶ所、貨物取扱業1ヶ所、商業7ヶ所、金融・広告業2ヶ所、教育・研究業4ヶ所、保健衛生業15ヶ所、接客娯楽業4ヶ所、清掃・と畜業3ヶ所、官公庁25ヶ所、ならびに、その他7ヶ所であった。

③ 業種 × 全面禁煙実施時の課題 (問1×問6、資料10の表3)

全面禁煙実施時において「とくに課題はない」が半数以上を占めた業種は、製造業、商業、金融・広告業、教育・研究業、接客娯楽業、清掃・と畜業、ならびに、官公庁であった。

他方、保健衛生業は「とくに課題はない」との回答は33.3%と少なく、貨物取扱業はゼロであった。

④ 業種 × 喫煙率への影響 (問1×問7、資料10の表4)

回答の半数以上が「社員の喫煙率が下がった」であった業種は、運輸交通業、貨物取扱業、金融・広告業、教育・研究業、ならびに、接客娯楽業であった。他方、事業場数が二桁と多かった製造業、官公庁、及び、保健衛生業での「社員の喫煙率が下がった」の割合は各々、25.0%、29.2%、33.3%と3割前後であった。

⑤ 業種 × 敷地内全面禁煙にしていない理由 (問1×問8、資料10の表5)

殆どの業種(製造業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、商業、金融・広告業、保健衛生業、接客娯楽業、官公庁、及び、その他)において、敷地内全面禁煙にしていない理由として最も多かったのは、「事業場内に未だ喫煙者が多い」であった。他方、教育・研究業では「事業場内に未だ喫煙者が多い」が、ならびに、清掃・と畜業では「喫煙者が隠れて吸って火災を引き起こす恐れ」と「自社ビルでなく事業場判断で禁煙にできない」が最も多かった。

⑥ 業種 × 全面禁煙導入時の取り組み (問1×問9、資料10の表6)

全面禁煙導入時の取り組みとして全体で最も多かった「社内での周知徹底」が、有効回答のあった(すなわち、建設業を除く)全ての業種でも最多であった。ただし、製造業、保健衛生業、ならびに、官公庁では、「社内での周知徹底」の割合は半数未満であった。

⑦ 業種 × 計画・検討している全面禁煙 (問1×問10、資料10の表7)

「新たな計画・検討なし」が、貨物取扱業を除く全ての業種で最多であった。他方、製造業、貨物取扱業、商業、保健衛生業、及び、清掃・と畜業では、「新たな計画・検討なし」以外、すなわち、何らかの計画・検討を行っている事業場が半数以上を占めていた。また、製造業で8ヶ所、運輸交通業で3ヶ所、商業と保健衛生業で2ヶ所ずつ、教育・研究業、接客娯楽業、官公庁、及び、その他で1ヶ所ずつが、敷地内の全面禁煙を計画・検討していた。

⑧ 業種 × 全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯 (問1×問11、資料10の表8)

現在の全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯として、「社員の健康を守るため」が製造業、建設業、運輸交通業、教育・研究業、保健衛生業、清掃・と畜業、及び、その他で、「『健康増進法』や『職場における喫煙対策のためのガイドライン』に基づいて」が貨物取扱業と官公庁で、「事業場の責任者の判断により」が商業で、「業務の必要上や、企業イメージ戦略の一環として」が接客娯楽業で、各々、最多であった。

<クロス集計> 労働者数 ×

① 労働者数 × 喫煙者率 (問2×問4、資料10の表9)

いずれの労働者数の事業場でも、その半数以上で喫煙者率が20%～60%未満であった。労働者数1～9人、10～29人、30～49人、50～99人、100～299人、300～999人、ならびに、1000～4999人において、喫煙者率ゼロと(0%超～)20%未満を併せた0%～20%未満の割合が、各々、83.3%、46.7%、50.0%、43.1%、40.9%、31.3%、ならびに、28.6%であった。すなわち、労働者数が増えるに従い、0%～20%未満の割合はおおよそ減少する傾向を示した。

② 労働者数 × 全面禁煙状況 (問2×問5、資料10の表10)

「敷地内禁煙かつ敷地外も就業時間内禁煙」の事業場(計5ヶ所)は、労働者数1～9人で2ヶ所、10～29人で1ヶ所、100～299人で1ヶ所、ならびに、300～999人で1ヶ所であった。

「敷地外は就業時間内も喫煙可」を含めた敷地内全面禁煙の事業場(計16ヶ所)は、労働者数1～9人で3ヶ所、10～29人で1ヶ所、50～99人で3ヶ所、100～299人で5ヶ所、ならびに、300～999人で4ヶ所であった。

敷地内全面禁煙と建物内全面禁煙を併せた事業場(計104ヶ所)は、労働者数1～9人で6ヶ所、10～29人で13ヶ所、30～49人で6ヶ所、50～99人で33ヶ所、100～299人で32ヶ所、300～999人で13ヶ所、ならびに、

1000～4999人で1ヶ所であった。

③ 労働者数 × 全面禁煙実施時の課題（問2×問6、資料4の表11）

労働者数99人未満(1～9人、10～29人、30～49人、及び、50～99人)の比較的少人数の事業場では、その半数以上が全面禁煙実施時において「とくに課題はない」との回答であった。労働者数1000～4999人の事業場からの回答は「とくに課題はない」の1件しかなかった。100～299人と300～999人の事業場では、「とくに課題はない」以外の回答が6割前後であった。

④ 労働者数 × 喫煙率への影響（問2×問7、資料10の表12）

全面禁煙の導入によって「社員の喫煙率が下がった」事業場の割合は、労働者数100～299人で48.4%、300～999人で41.7%、及び、50～99人で1000～4999人で32.3%と高めで、それらを併せた50～999人では40.5%と4割強を占めた。他方、30～29人と1000～4999人では「社員の喫煙率が下がった」事業場はなかつたが、全回答事業場数が各々、6ヶ所、1ヶ所と僅かであった。

⑤ 労働者数 × 敷地内全面禁煙にしていない理由（問2×問8、資料10の表13）

敷地内全面禁煙にしていない理由は、労働者数1～9人を除き、いずれの労働者数の事業場でも「事業場内に未だ喫煙者が多い」が最多であった。

⑥ 労働者数 × 全面禁煙導入時の取り組み（問2×問9、資料10の表14）

全面禁煙導入時の取り組みは、いずれの労働者数の事業場でも「社内での周知徹底」が最多であった。

⑦ 労働者数 × 計画・検討している全面禁煙（問2×問10、資料10の表15）

現在、計画・検討している全面禁煙は、労働者数1000～4999人を除き、いずれの労働者数の事業場でも「新たな計画・検討は行っていない」が最多であった。また、「就業時間内の全面禁煙を計画」、「就業時間内の全面禁煙を検討」、「敷地内の全面禁煙を計画」、及び、「敷地内の全面禁煙を検討」、すなわち、敷地内全面禁煙またはそれ以上を計画・検討している事業場の割合は、1～9人、50～99人、ならびに、100～299人の事業場で（「新たな計画・検討は行っていない」と「既に就業時間内の全面禁煙まで達成済み」を除き）50%を超えていた。

⑧ 労働者数 × 全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問2×問11、資料10の表16）

労働者数10～29人、50～99人、100～299人、及び、1000～4999人における現在の全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯はいずれも「社員の健康を守るため」が3割を超えた。さらに、1000～4999人の場合は、「社員の健康を守るため」と「健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき」が同数ずつであり、他の動機・経緯の回答はなかつた。

＜クロス集計＞ 喫煙者率 ×

① 喫煙者率 × 全面禁煙状況（問4×問5、資料10の表17）

全面禁煙の状況が「建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中」、「建物内禁煙、屋外は喫煙所あり」、「敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可」、「敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙」の順に、喫煙者率ゼロと(0%超～)20%未満を併せた0%～20%未満の割合が（「不明」を除いた中で）17.4%、50.6%、80.0%、100%と大きく上昇した。

② 喫煙者率 × 全面禁煙実施時の課題（問4×問6、資料10の表18）

現在の全面禁煙の実施に伴い対応策が必要になった課題が「喫煙者からの苦情・不平等」の場合にのみ、喫煙者率ゼロ、(0%超～)20%未満、及び、20%～40%未満を併せた0%～40%未満が8割弱であったが、それ以外の場合はいずれも0%～40%未満が（「不明」を除いた中で）9割を超えていた。さらに、「来訪者の理解が得られにくい」の場合には、その（「不明」を除いた中で）8割強が喫煙者率0%～20%未満であった。

③ 喫煙者率 × 喫煙率への影響（問4×問7、資料10の表19）

全面禁煙の導入により「社員の喫煙率が下がった」事業場は全て喫煙率が60%未満であり、さらに、その（「不明」を除いた中で）6割強が喫煙者率0%～20%未満であった。

④ 喫煙者率 × 敷地内全面禁煙にしていない理由（問4×問8、資料10の表20）

敷地内全面禁煙にしていない理由が「喫煙者が事業場外で吸い近隣に迷惑かける」と「ニコチン依存者が喫煙できなく事故を起こす恐れ」の場合には、その（「不明」を除いた中で）2割以上の事業場が喫煙者率40%以上であった。他方、「事業場内に未だ喫煙者が多い」を含め、それ以外の理由の場合には、その8割以上が喫煙者率0%～40%未満であった。

⑤ 喫煙者率 × 全面禁煙導入時の取り組み（問4×問9、資料10の表21）

全面禁煙導入に併せて取り組んだ内容がいずれの場合でも、その（「不明」を除いた中で）9割以上の事業

場が喫煙者率0%～40%未満であった。さらに、取り組み内容が「喫煙者への禁煙サポート」、「外部への公表」、「禁煙のための教育や講演」、「採用時の周知」、「禁煙デーなどのイベント」、及び、「その他」であった事業場は（「不明」を除き）全て喫煙者率0%～40%未満であった。

⑥ 喫煙者率 × 計画・検討している全面禁煙（問4×問10、資料10の表22）

現在、計画・検討している全面禁煙がいずれの場合でも、その（「不明」を除いた中で）8割以上の事業場が喫煙者率0%～40%未満であった。

⑦ 喫煙者率 × 全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問4×問11、資料10の表23）

現在の全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯がいずれの場合でも、その（「不明」を除いた中で）8割以上の事業場が喫煙者率0%～40%未満であった。

＜クロス集計＞ 全面禁煙状況 ×

① 全面禁煙状況 × 全面禁煙実施時の課題（問5×問6、資料10の表24）

全面禁煙の状況が「敷地内禁煙かつ敷地外も就業時間内禁煙」と「建物内禁煙、屋外は喫煙所あり」の事業場では現在の全面禁煙の実施に伴い対応策が必要になった課題は「とくにない」が最も多かった。他方、「敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可」の事業場では「喫煙者からの苦情・不平等」が最も多かった。

② 全面禁煙状況 × 喫煙率への影響（問5×問7、資料10の表25）

全面禁煙の状況が「敷地内禁煙かつ敷地外も就業時間内禁煙」と「敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可」、すなわち、少なくとも敷地内全面禁煙の事業場では、喫煙率への影響として「社員の喫煙率が下がった」が最も多かった（43.8%。「不明」と「その他」を除けば58.3%）。他方、「建物内禁煙、屋外は喫煙所あり」の事業場での「社員の喫煙率が下がった」の割合は34.1%であった。

③ 全面禁煙状況 × 敷地内全面禁煙にしていない理由（問5×問8、資料10の表26）

敷地内全面禁煙にしていない理由は、全面禁煙の状況が「建物内禁煙、屋外は喫煙所あり」と「建物内喫煙所あり、全面禁煙計画・検討中」のいずれも、「事業場内に未だ喫煙者が多い」が最も多かった。

④ 全面禁煙状況 × 全面禁煙導入時の取り組み（問5×問9、資料10の表27）

全面禁煙の状況がいずれの場合にも、全面禁煙の導入に併せて取り組んだ内容は「社内での周知徹底」が最も多かった。ただし、「建物内喫煙所あり、全面禁煙計画・検討」の場合は「社内での周知徹底」と「トップの禁煙宣言」が各々、1事業場であった。

⑤ 全面禁煙状況 × 計画・検討している全面禁煙（問5×問10、資料10の表28）

「新たな計画・検討なし」と「時間内全面禁煙まで達成済み」の事業場を除くと、「建物内喫煙所あり、全面禁煙計画・検討」の事業場では「建物内の全面禁煙を検討」が最も多く、「建物内禁煙、屋外は喫煙所あり」では「敷地内の全面禁煙を検討」が最も多かった。「敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可」の事業場では「就業時間内の全面禁煙を検討」、「敷地内の全面禁煙を計画」、及び、「建物内の全面禁煙を計画」が各々、1事業場であった（敷地内禁煙でありながら）。

⑥ 全面禁煙状況 × 全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問5×問11、資料10の表29）

全面禁煙の状況が「敷地内禁煙かつ敷地外も就業時間内禁煙」の事業場では現在の全面禁煙の実施、計画または検討の動機・経緯として「健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき」が最も多かった。それ以外の全面禁煙の状況ではいずれの場合にも「社員の健康を守るため」が最も多かった。

＜クロス集計＞ 全面禁煙実施時の課題 ×

① 全面禁煙実施時の課題 × 喫煙率への影響（問6×問7、資料10の表30）

現在の全面禁煙実施に伴い対応策が必要になった課題は「とくにない」場合に、喫煙率への影響として「大きな影響はなかった」が最も多かったが、それ以外の課題の場合では、「社員の喫煙率が下がった」が最も多いか、もしくは、「大きな影響はなかった」と同じ割合であった。

② 全面禁煙実施時の課題 × 敷地内全面禁煙にしていない理由（問6×問8、資料10の表31）

現在の全面禁煙実施に伴い対応策が必要になった課題が「来訪者の理解が得られにくい」の事業場では、敷地内全面禁煙にしていない理由として「来訪者の協力が得られにくい」が最も多かった。それ以外の課題では、いずれの場合も「事業場内に未だ喫煙者が多い」が最も多かった。

③ 全面禁煙実施時の課題 × 全面禁煙導入時の取り組み（問6×問9、資料10の表32）

現在の全面禁煙実施に伴い対応策が必要になった課題がいずれの場合であっても、全面禁煙導入時の取

り組みは「社内での周知徹底」が最も多いかった。ただし、「喫煙者からの苦情・不平等」との課題を挙げた場合には「社内での周知徹底」と「健診での禁煙指導」が同じ割合であった。

④ **全面禁煙実施時の課題 × 計画・検討している全面禁煙**（問6×問10、資料10の表33）

現在の全面禁煙実施に伴い対応策が必要になった課題は、計画・検討している全面禁煙が「就業時間内の全面禁煙を検討」、「建物内の全面禁煙を検討」、及び、「時間内全面禁煙まで達成済み時間内」であった事業場以外は全て「とくに課題はない」が最も多いかった。

⑤ **全面禁煙実施時の課題 × 全面禁煙実施・計画・検討の動機・経緯**（問6×問11、資料10の表34）

現在の全面禁煙実施に伴い対応策が必要になった課題は、全面禁煙実施・計画・検討の動機・経緯がいずれの場合でも「とくに課題はない」が最も多いかった。

＜クロス集計＞ 喫煙率への影響 ×

① **喫煙率への影響 × 敷地内全面禁煙にしていない理由**（問7×問8、資料10の表35）

敷地内全面禁煙にしていない理由が「事業場内に未だ喫煙者が多い」、「喫煙者が事業場外で吸い近隣に迷惑かける」、「喫煙者が隠れて吸って火災を引き起こす恐れ」、及び、「喫煙者の生産性が落ちる」であった事業場では、喫煙率に対して「大きな影響はなかった」が最も多いかった。他方、「来訪者の協力が得られにくい」と「自社ビルでなく事業場判断で禁煙にできない」の事業場では「喫煙率が下がった」が最も多いかった。

② **喫煙率への影響 × 全面禁煙導入時の取り組み**（問7×問9、資料10の表36）

全面禁煙導入時の取り組みが「トップの禁煙宣言」、「喫煙者への禁煙サポート」、「外部への公表」、及び、「禁煙デーなどのイベント」の事業場では、喫煙率への影響として「社員の喫煙率が下がった」が最も多いかった。「健診での禁煙指導」に取り組んだ事業場では「社員の喫煙率が下がった」と「喫煙率に大きな影響はなかった」が同じ割合であった。

③ **喫煙率への影響 × 計画・検討している全面禁煙**（問7×問10、資料10の表37）

「敷地内の全面禁煙を計画」と「敷地内の全面禁煙を検討」の事業場では喫煙率への影響として「社員の喫煙率が下がった」が最も多く、「時間内全面禁煙まで達成済み」の事業場では「社員の喫煙率が下がった」が「大きな影響がなかった」と同じ割合であった。

④ **喫煙率への影響 × 全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯**（問7×問11、資料10の表38）

全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯が「社員の健康を守るため」の場合であっても、喫煙率への影響は「社員の喫煙率に大きな影響はなかった」が最も多いかった。動機・経緯が「健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき」と「業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として」の場合は「社員の喫煙率が下がった」が「社員の喫煙率に大きな影響はなかった」と並んで最も多いかった。さらに、動機・経緯が「事業場の衛生委員会等で話し合って」と「その他」の場合は「社員の喫煙率が下がった」が最も多いかった。

＜クロス集計＞ 敷地内全面禁煙にしていない理由 ×

① **敷地内全面禁煙にしていない理由 × 全面禁煙導入時の取り組み**（問8×問9、資料10の表39）

敷地内全面禁煙にしていない理由がいずれの場合であっても、全面禁煙導入時の取り組みは「社内での周知徹底」が最も多いかった。

② **敷地内全面禁煙にしていない理由 × 計画・検討している全面禁煙**（問8×問10、資料10の表40）

敷地内全面禁煙にしていない理由は、「就業時間内の全面禁煙を計画」と「時間内全面禁煙まで達成済み」の事業場を除き、「事業場内に未だ喫煙者が多い」が最も多いかった。

③ **敷地内全面禁煙にしていない理由 × 全面禁煙実施・計画・検討の動機・経緯**（問8×問11、資料10の表41）

全面禁煙の動機・経緯が「その他」を除き、いずれの場合であっても、敷地内全面禁煙にしていない理由は「事業場内に未だ喫煙者が多い」が最も多いかった。

＜クロス集計＞ 全面禁煙導入時の取り組み ×

① **全面禁煙導入時の取り組み × 計画・検討している全面禁煙**（問9×問10、資料10の表42）

「時間内全面禁煙まで達成済み」の事業場における全面禁煙導入時の取り組みは、「社内での周知徹底」と並んで「トップの禁煙宣言」が最も多いかった。

② **全面禁煙導入時の取り組み × 全面禁煙実施・計画・検討の動機・経緯**（問9×問11、資料10の表43）

全面禁煙の動機・経緯がいずれの場合でも、全面禁煙導入時の取り組みとして最も多いのは「社内での

周知徹底」であった。

＜クロス集計＞ 計画・検討している全面禁煙 ×

- ① 計画・検討している全面禁煙 × 全面禁煙実施・計画・検討の動機・経緯（問10×問11、資料10の表44）
全面禁煙実施・計画・検討の動機・経緯は、「建物内の全面禁煙を計画」している事業場で「健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき」が最多であった以外は全て「社員の健康を守るため」が最も多かった。

＜意見・質問への記入内容＞

事業場における全面禁煙に関するご意見やご質問の欄には、35事業場での記入があった（資料11）。たとえば、事業場のトップが喫煙者であるため喫煙対策が進めにくいとの訴え、社員旅行におけるバス内の禁煙の進め方についての質問、あるいは、事業場間で喫煙対策についての情報交換を求める声「他の事業場の禁煙状況が分からぬ為、当方の取り組むべき課題が分かりにくい」も見られた。さらに、全面禁煙の積極的な導入を勧める声「全面禁煙は思いきってやれば意外とスムーズに行くので『思いきってやってみられたら』とおすすめしたい」もあった。

3. 訪問面接調査

訪問面接調査への協力に同意して連絡先が記入されていた60事業場のうち、全面禁煙の範囲（敷地内、または、建物内）；全面禁煙の状況（実施、計画、または、検討）、業種（製造業、または、それ以外）、及び、労働者数において（資料12）なるべく偏りのないように、計10ヶ所の事業場を抽出した。これら事業場における全面禁煙の実施状況は、敷地内禁煙かつ敷地外も就業時間内禁煙：3ヶ所、敷地内禁煙（敷地外は喫煙可）：2ヶ所、建物内禁煙（屋外は喫煙所あり）：3ヶ所、ならびに、建物内喫煙所あり（全面禁煙を計画・検討中）：2ヶ所であった。また、業種は、製造業：5ヶ所、保健衛生業：3ヶ所、官公庁：2ヶ所、ならびに、商業：1ヶ所で、労働者数は、1～9人：1ヶ所、30～49人：1ヶ所、50～99人：2ヶ所、100～299人：4ヶ所、300～999人：1ヶ所、ならびに、1000～4999人：1ヶ所であった。さらに、地域は、伊豆の国市、静岡市、焼津市、島田市、掛川市、袋井市、周智郡が1ヶ所ずつ、ならびに、浜松市が3ヶ所であった。

上記10ヶ所に対して、改めて各訪問面接担当者から訪問面接調査を依頼したところ、全ての事業場から同意が得られた。そして、9ヶ所は予定通りに訪問面接調査を実施できたが、1ヶ所は当初、予定した訪問日に訪問先の担当者に急用が発生して調査協力への辞退の申し出があったため、急遽、他の事業場に変更した。当初の訪問予定先は、製造業、労働者数30～49人、建物内喫煙所あり（全面禁煙を計画・検討中）の、島田市にある事業場であった。新たに訪問することになった事業場は、製造業、労働者数300～999人、建物内喫煙所あり（全面禁煙を計画・検討中）の、浜松市にある事業場であり、訪問面接調査を依頼し同意が得られて調査を実施した。

訪問面接調査の結果については、10ヶ所のうち6ヶ所は先進的事業場の紹介資料（資料13）としてまとめた。残り4ヶ所はいずれも製造業で、浜松市のA、B事業場、焼津市のC事業場、ならびに、掛川市のD事業場であった。A事業場は、労働者数2500人余、喫煙者率41%（男性50%、女性8%）で、敷地内の建物内・外に喫煙所があり、敷地内全面禁煙を目指すために、先ず受動喫煙に対する正しい知識の啓発などを通じた禁煙率UPに取り組み、次に喫煙所削減へと進める計画を検討していた。B事業場は、労働者数900人余、喫煙者率21%（男性29%、女性1%）で、建物内に喫煙所があり、敷地内全面禁煙の導入を計画していたが、ショールーム等におけるお客様用の喫煙所、あるいは、親会社の喫煙対策の動向等への対応が課題となっていた。C事業場は、労働者数70人ほど、喫煙者率は請負を除けば数%で、建物内を含め敷地内に「喫煙所」はないが、屋外に灰皿が置かれ建物内でも時に空気清浄機近くで喫煙する人がいる状況で、全面禁煙の実現には喫煙者であるトップが全面禁煙を宣言することがキーになると考えられていた。D事業場は、労働者数300人弱で、主力製品である女性下着に臭いがつくことを徹底して避けるため、ならびに、業務効率向上のため、すなわち、製品の品質と生産性を守るために敷地内全面禁煙を導入し、喫煙者率は限りなくゼロに近くなっていた。

4. 調査結果のまとめ

第1段階の簡易調査の結果、静岡県内1455事業場(3162事業場のうち回収率46.0%)において、喫煙者率は20~40%が最多であったが、20%未満も3割強あり、また、建物内全面禁煙は実施ずみ(有効回答中)35.1%で計画・検討中も併せると56.9%、敷地内全面禁煙も実施ずみ7.4%で計画・検討中も併せると29.4%に上った。全面禁煙の予定がない事業場の66.9%が、全面禁煙を行わない理由として空間分煙が対策づくりであることを挙げていた。全面禁煙の導入が困難とされがちな製造業であっても、建物内全面禁煙の実施ずみが23.7%で計画・検討中も併せると47.3%、敷地内全面禁煙も実施ずみが4.7%で計画・検討中も併せると29.1%に上った。さらに、喫煙者率40%以上の事業場であっても、建物内全面禁煙の実施ずみが18.9%で計画・検討中も併せると41.8%を占め、敷地内全面禁煙も実施ずみは2.2%と少ないが計画・検討中も併せると22.4%に上った。すなわち、静岡県内において、既に、敷地内を含めた全面禁煙が製造業や高い喫煙者率の事業場でも着実に広がってきており、そして、さらなる拡大のためのキーとして空間分煙の限界についての啓発が重要であることが示された。

第2段階の詳細調査では、全面禁煙実施・計画・検討中の154事業場(223事業場のうち回収率69.1%)において、「全面禁煙は思いきってやれば意外とスムーズに行く」との記入が意見・質問欄にあったように全面禁煙実施時にとくに課題がなかった事業場が過半数を占め、その実施に伴い(不明を除き)4割強の事業場で喫煙者率が下がっていた。また、敷地内全面禁煙にしていない主な理由は、たとえ喫煙者率が20%未満であっても「事業場内に未だ喫煙者が多い」が最も多かった。全面禁煙導入時の主な取り組みは社内での周知徹底であり、その主な動機は社員の健康を守るためであった。さらに、敷地内全面禁煙は製造業3ヶ所を含めた16ヶ所で実施されており、うち5ヶ所では敷地内全面禁煙に加え就業時間内は敷地外も禁煙としている等、少數ながら先進的な事業場が既に県内にも存在していた。

第3段階の訪問面接調査では、先進的事業場を10ヶ所訪問した結果、全面禁煙に向けた取り組みの推進に役立つ下記のようなキーワードを抽出することができた。そして、これらキーワード、ならびに、前述の簡易・詳細調査の結果を踏まえ、次の「5. 支援活動準備」において、事業場全面禁煙化に向けた支援活動の一環としての、全面禁煙導入のためのチェックリスト作成等について述べる。

- ✓ トップダウンによる推進
- ✓ 非喫煙者の受動喫煙への不寛容
- ✓ 集団と個人への全面禁煙の周知徹底
- ✓ お客様にも周知・説明
- ✓ 喫煙による健康障害についての啓発
- ✓ 禁煙の文化・風土
- ✓ 綺麗な職場を作るため
- ✓ 業務効率化や生産性向上のため
- ✓ 製品やサービスの質向上のために
- ✓ 禁煙外来紹介を含めた禁煙サポート
- ✓ 禁煙サポートとしての全面禁煙

以上の調査結果により、職場全面禁煙の普及を目指すための取り組みの方向性について、以下のような実態や課題を把握することができた。

- ① 予想を上回る簡易調査の回収率は、職場の喫煙対策とくに全面禁煙への高い関心度を示唆する。
- ② 静岡県内でも、既に敷地内を含めた全面禁煙が着実に広がり始めている実態が明らかになった。
- ③ 様々な人数規模・業種・喫煙者率の事業場で幅広く全面禁煙が始まっている。
- ④ 全面禁煙の推進の大きな決め手はトップダウンである。
- ⑤ (受動喫煙の害を防ぎ切れない)空間分煙の限界についての啓発が必要である。
- ⑥ 非喫煙者は受動喫煙の害に我慢することなく声を上げることが、全面禁煙導入の大きな契機になる。
- ⑦ 全面禁煙は社員の健康を守ることを掲げて、社員への周知徹底に努める。
- ⑧ 全面禁煙は禁煙サポートの効果的手段の一つである。
- ⑨ 生産性、品質、安全の向上という観点からも、全面禁煙は重要である。

事業場の全面禁煙化に向けた支援活動において上記の成果をより有効に役立たせるために、中央労働災害防止協会による調査「職場における喫煙対策の実施状況について」の結果と比較することを通じ、本調査研究で得られた実態や課題をより鮮明に特徴づけることが、今後の課題として残っている。また、全面禁煙導入のためのマニュアル・チェックリストの完成、全面禁煙促進のための事業場間ネットワーク案の構築、及び、職場全面禁煙に向けた教育啓発等は、本来、本調査研究の実施期間での完了を目指していた。これらを計画通りには実施できなかったことを、反省点として挙げなければならない。その背景としては、予算上は調査票の回収率が予想を大きく上回ったこと等、そして、時間的には調査研究の開始が計画より遅れたこと等があった。今後は、静岡産業保健推進センターの活動の一つとして、本調査研究の成果を踏まえた職場全面禁煙の推進、すなわち、先進事業場の紹介資料の配布、職場全面禁煙化に向けた教育啓発活動の支援、ならびに、全面禁煙促進のための事業場間ネットワークの構築等に取り組んでいかなければならぬ。そして、事業場の全面禁煙化が一つの核になって、静岡県における地域の全面禁煙にも貢献していきたい。

5. 支援活動準備

上記の調査結果を踏まえた全面禁煙導入のためのチェックリスト案として、職場全面禁煙化のためのチェックリスト(案)、ならびに、「事業場の全面禁煙に向けたアクション・チェックリスト」を作成するためのアクション(提案)候補一覧を、資料14のように試作してみた。この案をもとにして、今後、静岡産業保健推進センターにおいて全面禁煙導入チェックリストとマニュアルを完成させ、さらに全面禁煙促進のための事業場間ネットワークの構築へと展開させていく予定である。

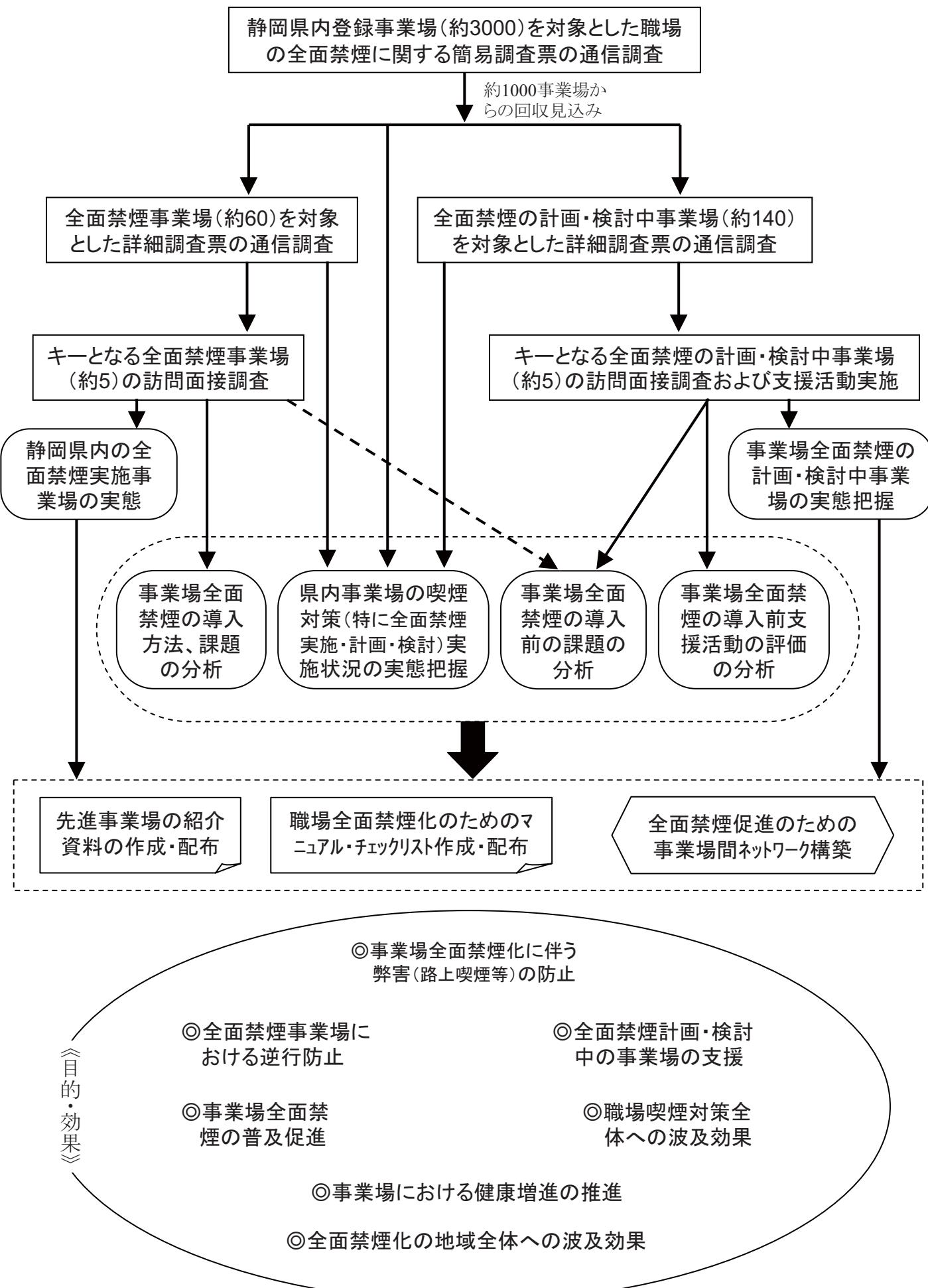
(本調査研究の開始が当初の予定より遅れたため、上記のマニュアル・チェックリストの完成には至らず、そして、上記ネットワーク構築についても報告書として提示できるまでの結果に辿り着けなかった。)

<謝辞>

本調査研究にご協力いただきました静岡県内の事業場の皆様に感謝申し上げます。職場の皆様の健康を守ることを目的に、本調査研究の成果を事業場全面禁煙化の促進のために活用させていただきます。

資 料

資料1 調査研究計画の流れ図



資料2 簡易調査票

事業場における喫煙対策(特に全面禁煙)の実施状況に関するアンケート調査票

(回答は該当する番号を○で囲んでください。なお、このアンケートで、「建物内の全面禁煙」とは、建物内に喫煙室等の喫煙できる場所が一切なく、建物内全体が常に禁煙であることをいいます。)

問1. 事業場の業種は次のどれですか(主な業種を一つ)

1. 製造業： 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
2. 鉱業： 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
3. 建設業： 土木、建築その他工作物の建設、改造、修理、保全、解体又はその準備の事業
4. 運輸交通業： 道路、鉄道、軌道、索道、船舶、航空機による旅客又は貨物の運送の事業
5. 貨物取扱業： ドック、船舶、岸壁、埠頭、渡し場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
6. 農林業： 土地の耕作若しくは開墾又は伐採の事業その他農林の事業
7. 畜産・水産業： 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
8. 商業： 物品の販売、配給、保管若しくは貿易又は理容の事業
9. 金融・広告業： 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
10. 映画演劇業： 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
11. 通信業： 郵便、信書便又は電気通信の事業
12. 教育・研究業： 教育、研究又は調査の事業
13. 保健衛生業： 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
14. 接客娛樂業： 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
15. 清掃・ヒューリティ： 地区業務却、清掃又は掃除の事業
16. その他

問4. 貴事業場の喫煙者率(喫煙習慣のある人の割合)はおおよそ次のどれくらいですか

1. 喫煙者はいない 2. 20%未満 3. 20%以上40%未満
4. 40%以上60%未満 5. 60%以上80%未満 6. 80%以上
7. 不明

問5. 貴事業場における禁煙 分煙 の実施状況について、貴事業場の建物・敷地の管理・占有等の状況に応じ回答可能な項目すべてについて、右の「実施状況又は予定」欄にご回答ください

対策項目	実施状況又は予定
a. 建物内に喫煙室か喫煙コーナーを設置	1 実施すみ 2 計画中 3 検討したい 4 予定はない (建物内全面禁煙を実施している場合は該当しません)
b. 建物内の自社占有部分は常に禁煙	1 実施すみ 2 計画中 3 検討したい 4 予定はない
c. 建物内は全面禁煙	1 実施すみ 2 計画中 3 検討したい 4 予定はない (喫煙室などがある場合は「1 実施すみ」は選択できません)
d. 建物内に加え敷地部分もすべて禁煙	1 実施すみ 2 計画中 3 検討したい 4 予定はない
e. その他の実施事項 (具体的にご記入ください→)	

問6. (問5で「建物内は全面禁煙」の「1 実施すみ」に○をつけた事業場のみ回答してください)

屋外に喫煙場所を設けていますか、

1. 屋外に喫煙場所を設けている
 2. 特に喫煙者の喫煙場所に専用や配慮はしていない
 3. その他(_____)
- 問7. (問5で「建物内は全面禁煙」と「建物内に加え敷地部分もすべて禁煙」のいずれにも「4 予定はない」に○をつけた事業場のみ回答してください)建物内を全面禁煙にできない理由は何ですか(複数回答可)
1. 喫煙者の理解・協力が得られない
 2. 事業場の責任者の理解が得られない
 3. 自社ビルではないため自社の判断で禁煙にできない(テナント等)
 4. 来客者が多く協力が得られない
5. 建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができる
6. その他(_____)

問2. 貴事業場の常時労働者数(正社員、契約社員、パートタイム労働者含む)は次のどれですか、(たとえば会社全体ではなく、このアンケートが郵送された事業場に限定した労働者数)

1. 1 ~ 9 人
2. 10 ~ 29 人
3. 30 ~ 49 人
4. 50 ~ 99 人
5. 100 ~ 299 人
6. 300 ~ 999 人
7. 1000 ~ 4999 人
8. 5000 人以上

問3. 貴事業場の敷地・建物の管理形態は次のどれですか、

1. 自社が管理する敷地及び建物(敷地内に屋外空間あり)
 2. 自社が管理するビル(敷地内に屋外空間ほとんどなし)
 3. テナントビルに入居 4. その他(_____)
- *問5で「建物内は全面禁煙」と「建物内に加え敷地部分もすべて禁煙」のいずれかに「1 実施すみ」、「2 計画中」又は「3 検討したい」に○をつけた事業場においての詳しい調査を計画しています。よろしければ、後日、(3ページ程) 詳細検討状況についての郵送致しますので、下記に郵送先をご記入いただきますよう、お願い致します。

- (所在地) _____
- (事業場・所属) _____
- (ご担当者) _____ (電話) (_____)
- *** 次のページにもご回答をお願いします ***

資料3 詳細調査票

事業場における全面禁煙に関するアンケート詳細調査票

(回答は該当する番号を○で囲んでください。なお、問1～4は前回の簡易調査票と同じ内容ですが、今回の他の調査項目との関連性を検討するため、再度ご記入をお願い致します。)

問1. 貴事業場の業種は次のどれですか(主な業種を一つ)

1. 製造業： 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
2. 鉱業：
3. 建設業： 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
4. 運輸交通業： 道路、鉄道、航空機による旅客又は貨物の運送の事業
5. 貨物取扱業： ドック、船舶、岸壁、渡し場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
6. 農林業： 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
7. 畜産・水産業： 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
8. 商業： 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容・美容の事業
9. 金融・広告業： 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
10. 映画演劇業： 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
11. 通信業： 郵便、信書便又は電気通信の事業
12. 教育研究業： 教育、研究又は調査の事業、自動車教習所、ソファウェア業
13. 保健衛生業： 病院、診療所、社会福祉施設、その他保健衛生の事業
14. 接客娛樂業： 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場、ゴルフ場の事業
15. 清掃・畜業： 焚却、清掃又は畜場の事業、ビルメンテナンス業
16. 官公庁
17. その他： 派遣業、警備業、情報処理サービス業、以上のどれにも該当しない事業

3. テナントビルに入居 4. その他()

問3. 貴事業場の敷地・建物の管理形態は次のどれですか

1. 自社が管理する敷地及び建物(敷地内に屋外空間あり)
2. 自社が管理するビル(敷地内に屋外空間(ほとんどなし))
3. テナントビルに入居
4. その他()

問4. 貴事業場の喫煙者率(喫煙習慣のある人の割合)はおおよそ次のどれくらいですか

1. 喫煙者はいない
2. 20%未満
3. 20%以上40%未満
4. 40%以上60%未満
5. 60%以上80%未満
6. 80%以上
7. 不明

問5. 貴事業場における全面禁煙の状況に最も近いものを一つお選びください(貴事業場の管理外であっても貴事業場内と同様に出入りできる場所は「敷地内・「建物内」に含めてください)

1. 敷地内には喫煙場所が一切なく、就業時間内は敷地外でも喫煙できない
2. 敷地内には喫煙場所が一切ないが、敷地外では就業時間内でも喫煙できる
3. 建物内は全面禁煙だが、屋外に喫煙場所を設けている
4. 建物内に喫煙場所が残っていて、全面禁煙を計画・検討中である

問6. (問5で1、2または3に○をつけた事業場のみ回答してください)貴事業場で現在の全面禁煙の実施に伴い対応策が必要になつた課題は次のどれですか(複数回答可)

1. とくに課題はない
2. 全面禁煙のルールを守らない人がいる
3. 事業場の外に出でて喫煙する人がいる
4. 喫煙者からの苦情・不平等
5. 来訪者の理解が得られにくい、
6. その他()

問7. (問5で1、2または3に○をつけた事業場のみ回答してください)貴事業場における全面禁煙の導入は社員の喫煙率に影響したでしょうか

1. 社員の喫煙率が下がった
2. 社員の喫煙率に大きな影響はなかった
3. 不明
4. その他()

* * * 次のページにもご回答をお願いします * * *

問8. (問5で3または4に○をつけた事業場のみ回答してください)
敷地内を全面禁煙にしていない理由は何ですか(複数回答可)

1. 事業場内に未だ喫煙者が多い
2. 喫煙者が隠れて吸って火災を引き起こす恐れがある
3. 喫煙者が事業場の外に出て吸って近隣に迷惑をかける
4. 喫煙者の生産性が落ちる
5. ニコチン依存者が喫煙できなくて事故を起す恐れがある
6. 来訪者の協力が得られない等のため事業場の判断だけでは禁煙にできない(テナント等)
7. 自社ビルではない等のため事業場の判断だけでは禁煙にできない(テナント等)
8. その他(_____)

問12. 事業場における全面禁煙に関するご意見やご質問是非、お書きください

(_____
_____)

問9. (問5で1、2または3に○をつけた事業場のみ回答してください) 全面禁煙の導入に併せて特に取り組んだ内容は次のどれですか(複数回答可)

1. トップの禁煙宣言
2. 外部への公表
3. 社内での周知徹底
4. 禁煙のための教育や講演
5. 健診での禁煙指導
6. 喫煙者への禁煙サポート
7. 禁煙ナーなどのイベント
8. 採用時の周知
9. その他(_____)

* 本調査にご協力いただいた事業場の一部を訪問し、全面禁煙の実施・計画・検討状況について
インタビューさせていただくことを計画しています。この訪問調査にもご協力いただける場合にのみ、下記の連絡先をご記入ください。(後日、訪問調査のご依頼の連絡を致しますが、その時点でお断りいただいた場合も構いません。)

- (所在地) _____
(事業場・所属) _____
(ご担当者) _____
(電話) _____
(e-mail アドレス) _____
(支援活動について) 本調査研究の一環として、全面禁煙導入を計画・検討している事業場に対する講師派遣等の**支援活動**(無料)を行います。支援希望についてもお答えください。なお、支援希望の場合にも上記の連絡先をご記入ください。(後日にお断りいただきたい場合も構いません。)
- 問10. 貴事業場で現在、計画・検討している全面禁煙は次のどれですか(最も近いものを一つ)
1. 就業時間内の全面禁煙を計画している
 2. 就業時間内の全面禁煙を検討している
 3. 敷地内の全面禁煙を計画している
 4. 敷地内の全面禁煙を検討している
 5. 建物内の全面禁煙を計画している
 6. 建物内の全面禁煙を検討している
 7. 既に就業時間内の全面禁煙まで達成済み
 8. 新たな計画・検討は行っていない
 9. その他(_____)

問11. 現在の全面禁煙の実施、計画または検討の動機・経緯は次のどれですか(複数回答可)

1. 社員の健康を守るために
2. 事業場の衛生委員会等で話し合って
3. 「健康増進法」や厚労省「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づいて
4. 事業場の責任者の判断により
5. 業務の必要上や、企業のイメージ戦略の一環として
6. 喫煙スペースの設置が困難なため
7. その他(_____)

*** 残り1ページにもご回答をお願いします ***

* * * ご協力ありがとうございました *

資料4 訪問面接調査表(6種類のうち代表的な1つのみ提示)

事業場における全面禁煙に関する訪問面接調査票
<敷地内全面禁煙を既に実施している事業場>

面接者氏名: _____、日時: 2011年____月____日(____曜)____:~____:
 場所: _____

被面接者: 氏名(代表者) _____、連絡先(tel、e-mail等) _____

事業場・所属・役職 _____

代表者以外の氏名等 _____

補足: _____

問1. 貴事業場の業種は? (具体的に)

問2. 貴事業場(会社全体ではない)短時間労働者も含む)の常時労働者数は?

直接雇用: _____人、派遣: _____人、請負: _____人、他: _____人(_____人)
 (補足) _____

問3. 貴事業場の敷地・建物の管理形態は?

問5. 貴事業場における敷地内全面禁煙の詳細は?

喫煙所(敷地内なし・敷地周辺もない・他 _____)
 就業時間内(休憩も含め敷地外でも禁煙・休憩を除き敷地外でも禁煙・敷地外は喫煙可・他 _____)

敷地外周辺での喫煙対策(特になし・他 _____)
 喫煙者規制(特になし・採用条件に禁煙・他 _____)

就業規則での喫煙の扱い(特になし・他 _____)
 お客様対応(特になし・他 _____)

補足 _____

問6. 貴事業場で現在の敷地内全面禁煙の実施に伴い対応策を要した課題は?

問4. 貴事業場の喫煙者率は? (全員・健診対象者・_____人)で _____%
 男性: _____% (_____人中 _____人)、女性: _____% (_____人中 _____人)

問7. 敷地内全面禁煙の導入による社員の喫煙者率への影響は?

問11. 託地内全面禁煙導入の動機・経緯は?

* 禁煙支援策（特に実施せず）・他

* 禁煙支援策（特に実施せざる・他

問9. 敷地内全面禁煙の導入に併せて特に取り組んだ対策は?

- 27 -

問12. 事業場における全面禁煙に関するご意見やご質問は？

* 貴事業場を県内先進事業場の紹介資料に取り上げさせていただけますか？ 内諾いただければ、貴事業場の紹介案を作成・提示して、改めて紹介の可否をご判断いただきます。⇒（可・不可）資料作成のみのための弊社がスター喫煙所等の撮影をご許可いただけますか？ ⇒（可・不可）

<追加メモ>

問10. 現在、計画・検討している更なる禁煙は？（敷地外でも就業時間内禁煙、喫煙者の不採用、等）

資料5 個別調査の単純集計結果

表4 事業場の喫煙者率(問4)

問 4	業種	喫煙者率		事業場数	全体で 29	有効回答中 2.0%	さらに「不明」を除き 2.1%
		ゼロ	20%未満				
製造業		659	45.3%	45.3%	439	30.2%	31.9%
官公庁		125	8.6%	8.7%	623	42.8%	45.2%
商業		111	7.6%	7.7%	222	15.3%	16.1%
接客娛樂業		100	6.9%	7.0%	52	3.6%	3.7%
その他		100	6.9%	7.0%	12	0.8%	0.9%
運輸交通業		98	6.7%	6.8%	45	3.1%	3.2%
保健衛生業		86	5.9%	6.0%	33	2.3%	100%
建設業		47	3.2%	3.3%	合計	1455	100%
教育・研究業		41	2.8%	2.9%			
金融・広告業		25	1.7%	1.7%			
清掃・と畜業		18	1.2%	1.3%			
貨物取扱業		14	1.0%	1.0%			
農林業		7	0.5%	0.5%			
畜産・水産業		4	0.3%	0.3%			
映画・演劇業		1	0.1%	0.1%			
通信業		1	0.1%	0.1%			
有効回答*		1437	98.8%	100%			
無効回答**		18	1.2%				
合計		1455	100%				

*有効回答：判別可能な回答。**無効回答：無回答、または、判別不能な回答。(以下同様)

表2 事業場の常時労働者数(問2)

問 2	労働者数	事業場数		有効回答中 4.1%	有効回答累積 4.1%	事業場数	有効回答中 24.5%	有効回答累積 35.1%
		全體で 59	4.1%					
1~9人		59	4.1%	4.1%	4.1%	178	12.2%	17.6%
10~29人		119	8.2%	8.2%	12.3%	437	30.0%	43.1%
30~49人		165	11.3%	11.4%	23.7%	1013	69.6%	100%
50~99人		490	33.7%	33.8%	57.5%	442	30.4%	
100~299人		425	29.2%	29.4%	86.9%	合計	1455	100%
300~999人		151	10.4%	10.4%	97.3%			
1000~4999人		35	2.4%	2.4%	99.7%			
5000人~		4	0.3%	0.3%	100%			
有効回答		1448	99.5%	100%				
無効回答		7	0.5%					
合計		1455	100%					

問 3	敷地・建物の管理形態	事業場数		有効回答中 89.9%	有効回答累積 7.4%	事業場数	有効回答中 5.9%	有効回答累積 7.4%
		全體で 1293	88.9%					
自社が管理する敷地・建物(敷地内に屋外空間あり)		26	1.8%	1.8%	1.8%	38	2.6%	3.3%
自社が管理するビル(敷地内に屋外空間ほとんどなし)		51	3.5%	3.5%	3.5%	218	15.0%	18.7%
テナントビルに入居		68	4.7%	4.7%	4.7%	823	56.6%	70.6%
その他		1438	98.8%	100%	100%	1165	80.1%	100%
有効回答		17	1.2%			290	19.9%	
無効回答						合計	1455	100%
合計		1455	100%					

問 5	建物内の喫煙室・コナー設置	事業場数		有効回答中 64.8%	有効回答累積 83.6%	事業場数	有効回答中 1.3%	有効回答累積 83.6%
		全體で 943	64.8%					
実施すみ		19	1.3%	1.3%	1.3%	42	2.9%	35.3%
計画中		35	2.4%	2.4%	2.4%	178	12.2%	56.9%
検討したい		131	9.0%	9.0%	9.0%	437	30.0%	43.1%
a 予定はない		1128	77.5%	77.5%	77.5%	1013	69.6%	100%
有効回答		327	22.5%	22.5%	22.5%	442	30.4%	
無効回答						合計	1455	100%
合計								

問 5	建物内自社占有は禁煙	事業場数		有効回答中 35.1%	有効回答累積 35.1%	事業場数	有効回答中 4.1%	有効回答累積 39.3%
		全體で 356	35.1%					
実施すみ		42	2.9%	2.9%	2.9%	178	12.2%	17.6%
計画中		203	14.0%	14.0%	14.0%	437	30.0%	43.1%
b 検討したい		552	37.9%	37.9%	37.9%	1013	69.6%	100%
c 予定はない		1223	84.1%	84.1%	84.1%	442	30.4%	
有効回答		232	15.9%	15.9%	15.9%	合計	1455	100%
無効回答								
合計								

問 5	建物内は全面禁煙	事業場数		有効回答中 28.7%	有効回答累積 34.2%	事業場数	有効回答中 3.4%	有効回答累積 38.3%
		全體で 418	28.7%					
実施すみ		50	3.4%	3.4%	3.4%	203	14.0%	16.6%
計画中		203	14.0%	14.0%	14.0%	437	30.0%	43.1%
d 検討したい		552	37.9%	37.9%	37.9%	1013	69.6%	100%
予定はない		1223	84.1%	84.1%	84.1%	442	30.4%	
有効回答		232	15.9%	15.9%	15.9%	合計	1455	100%
無効回答								
合計								

問5aと問5cのクロス集計（全面禁煙未実施の事業場だけが問5aに回答したかどうか？）

資料6 簡易調査の問3. 敷地・建物管理形態の「その他」への記入内容

No	記入内容
1133	※ただし所有はグループ親会社
927	グループ会社管理の建物に併居
667	グループ会社所有・管理のビルに入居
1206	グループ会社敷地及び建物
879	テナント(サービスエリア)
1167	一部図書印刷よい貸与
1238	共同ビル
678	区分所有(敷地内に屋外空間(ほどんどなし))
925	区分所有ビル
1237	建物(自社所有)土地は賃借
1438	県有地に県職員が管理する敷地及び建物
1445	公共施設
1467	公設施設の指定管理者
540	工場及び事務所は賃貸物件
442	工場内請負
996	構内下請
380	合同庁舎
1078	合同庁舎(管理は他の官署)
1327	市の建物
618	市教育委員会管理の建物に入居
1034	市福利社会館
1403	市役所庁舎内
475	指定管理者による管理
733	自社管理部分と共同出店者ゾーンに分かれ。それぞれの資産にになる。
1165	借地、建物は自社
1018	借地、自社建物
948	借地に事務所を建設。空間なし
916	借地及び自社建物
864	所有を3者で案分
101	親会社が管理する敷地及び建物
672	親会社が管理する敷地及び建物
1144	親会社が管理する敷地及び建物
1184	親会社が管理する敷地及び建物内に屋外空間あり
941	親会社が管理する敷地内に建物を使用
1172	親会社の工場敷地内に賃借
119	親会社の敷地内
794	親会社の敷地内
701	親会社の敷地内に建屋を借りている
148	親会社所有の土地、建物を旅館としてかりてている
111	親会社内
860	親会社内の建物(賃貸)
593	親会社保有の敷地及び建物を賃借
150	静岡県の総合庁舎
133	静岡市の管理する敷地及び建物
24	他事業者が所有する敷地、建物をシェア、使用エリアのみ管理
346	他社が管理する建地及び建物
537	他社が管理する敷地及び建物
1373	他社が管理する敷地及び建物
481	他社敷地内での請負業場
1257	販賣
1015	同系列他社が管理
156	豊田駅務事務所が管理する中遠総合庁舎に入居
492	浜名湖競艇場内
1122	保養所の受託
1448	本農センターとして管理
1386	民間会社が所有する競輪場
1083	無料貸与の建物

資料6 簡易調査の問3. 敷地・建物管理形態の「その他」への記入内容

問5aと問5cがともに有効回答の944事業場で:		問5a 建物内に喫煙室／コナーを設置	
実施ずみ	実施すみ	62	1
計画中		44	2
検討したい		168	6
予定はない		491	8
問5cで建物内全面禁煙が実施すみと答えた計144事業場(太いタグク数字)は本来、問5aiに答えないはず。		14	14
問5aiで建物内全面禁煙が実施すみと答えた計144事業場(太いタグク数字)は本来、問5aiに答えないはず。		36	36

表6 建物内全面禁煙を実施すみの)事業場における屋外の喫煙場所(問6)

問 6	設けている 閑与・配慮していない その他	屋外の喫煙場所		事業場数 全体で	有効回答中 79.7%
		有効回答	無効回答		
	合計	452	41	31.1% 5.1% 13.1%	2.8% 39.0% 100%
		888	12	61.0% 2.9% 100%	
	合計	1455	418	100%	

*問5cの「建物内は全面禁煙」が「実施すみ」の418事業場に限定：

問 6	設けている 閑与・配慮していない その他	屋外の喫煙場所		事業場数 全体で	有効回答中 86.9%
		有効回答	無効回答		
	合計	353	47	84.4% 11.2% 1.4%	11.6% 1.5%
		406	6	97.1% 1.4%	100%
	合計	418	12	97.1% 2.9% 100%	

*問5cの「建物内は全面禁煙」が「実施すみ」の418事業場に限定：

問 7	建物内を全面禁煙にできない理由	建物内を全面禁煙にできない理由		事業場数 全体で	有効回答中 28.5%
		建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができる	喫煙者の理解・協力が得られない		
	来客者が多く協力が得られない			229	15.7%
	事業場の責任者の理解が得られない			88	6.0%
	自社ビルではないため自社の判断で禁煙にできない			44	3.0%
	その他			28	1.9%
	合計			68	4.7%
				871	

*問5cの「建物内は全面禁煙」と建物内に加え敷地部分もすべて禁煙」ともに「予定はない」532事業場に限定：

問 7	建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができる	建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができる		事業場数 中遠総合庁舎	有効回答中 66.9%
		来客者が多く協力が得られない	事業場の責任者の理解が得られない		
	自社ビルではないため自社の判断で禁煙にできない			168	31.6%
	その他			63	11.8%
	無効回答			20	3.8%
	合計			46	8.6%
				28	5.3%
				716	

資料7 簡易調査の問5. 禁煙・分煙実施状況の「その他の実施事項」への記入内容

No	記入内容
1369	現在は屋外の敷地に喫煙所を設けている。多い時は、10人以上が喫煙している。
476	事務室は全面禁煙とし、屋外の喫煙コーナー使用・現場休憩室は喫煙コーナーを設置（自動排煙器取付）
874	本社は建物内全面禁煙、屋外に喫煙所あり、支店は、新築した支店は、建物内全面禁煙
1137	※建屋内外の休憩所は喫煙可としている。
1242	※工場内シャツァー機、床面リラウカ（室外）に喫煙スペースがあります。
1061(1)	食堂内に分煙ルーム設置、2建屋外に喫煙所設置
725	2Fに喫煙コーナー。1Fと3Fは外に灰皿設置。
310	8:30～19:00禁煙 平日
1328	H22年10月より構内（屋内外）の全面禁煙実施。喫煙室コーナーの撤去。禁煙セミナー開催。
1428	ガス/可燃性・質・製造、取扱所のため建物外は全面禁煙となっている。
674	サービス利用者は屋内喫煙所を使用 事務員は建物内禁煙
294	モラル重視、工場内は国連も現状問題なし
198	以前の建物内は全面禁煙でしたが、従業員が完全に分かれてしまい、ミニケーション不足となった為、現在は分煙とした
1140	一部がくれて車の中ですっている？
1379	一部の建屋を除き建屋外に喫煙コーナーを設置
431	応接間には喫煙可（来客用）
1253	応接室の外喫煙可
283	屋外（敷地内）は禁煙
681	屋外（敷地内）は全面禁煙
1309	屋外に灰皿を設けてある。煙草を吸っている（お客様）人が、そこで消すため
1196	屋外に喫煙コーナーを設置
539	屋外に灰皿を設置
443	屋外に喫煙スペースを設置している。
1255	屋外に喫煙スペース設置
297	屋外に喫煙室を設置。
58	屋外に喫煙所を設置
1354	屋外に指定喫煙場所を決めてある。
500	屋外喫煙スペースにて
38	屋外指定場所に喫煙スペースを設置
791	屋外敷地部分は禁煙、建物内の喫煙可能
941	屋上での禁煙コーナーのみ可。それ以外の敷地内は全て禁煙。
248	屋内については、喫煙室、屋外は所定の場所にて可
262	屋外全く指定場所以外での喫煙を禁止（建物内指定場所、建物外指定場所以外は全面禁止）
1313	火薬工場であるので指定場所のみ
1215	会社敷地内に一部（屋外、喫煙エリア）
1014	基本的に全面禁煙、但し、お客様との接客コーナーのみ喫煙可
128	喫煙コーナー（数、面積）の削減
1192	喫煙コーナーに空気清浄機を設置
1303	喫煙タイムを設定 AM8:30までPM6:00以降（事務所）製造場は全面禁煙
819	喫煙タイムを設定 AM8:30までPM6:00以降（事務所）
679	喫煙時間を限定している。
1347	喫煙室あり
927	喫煙室以外禁煙
910	喫煙場を建物外に設けている
928	喫煙場所については限定しています。
932	休憩時間のみの喫煙。（時間管理）
860	休憩室を喫煙と非喫煙で分離した。
11143	共同灰皿は廃止し、各自携帯マイ灰皿を使用中。
301	禁煙デーの設定（週末）
11105	禁煙外開設
1267	月1回の教習日、事務所内禁煙
1299	建物が2棟あり、1棟のみ建物内に喫煙室あり。もう1棟は上記全て予定なし。
64	建物外（自社占有分）に喫煙コーナーあり
905	建物外に喫煙所を設置しています。
1159	建物外にも喫煙コーナーあり
28	別棟に休憩室（喫煙者用）があるが、本館より離れている為、昼食時等長い休憩なら良いが、短時間の場合は困難

資料8

簡易調査のクロス集計結果

表4 業種 × 禁煙・分煙の実施状況（問1、5）

業種と禁煙・分煙の実施状況（問1、5）		建物内に喫煙室・コ-ナーを設置			
業種と問5a(建物内喫煙室・コ-ナー)とも有効回答の1113事業場で		実施すみ			
		計画中	実施すみ	計画中	実施すみ
業種	事業場				
製造業	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人
官公庁	7	36	226	215	89
商業	25	13	15	21	32
その他	6	20	12	41	22
接客娯楽業	9	13	18	36	21
運輸交通業	3	3	16	44	28
保健衛生業	1	7	14	49	20
建設業	1	3	4	15	46
教育・研究業	3	5	11	20	13
金融・広告業	2	3	3	16	13
清掃・と畜業	0	3	1	8	7
貨物取扱業	1	5	4	3	4
農林・畜産・水産業	0	5	1	3	3
合計	59	118	165	485	422
					150
					37
					1436
					19
					35
					129
					1113

業種と禁煙・分煙の実施状況（問1、5）		建物内自社占有は常に禁煙			
業種と問5b(建物内自社占有は常に禁煙)とも有効回答の998事業場で		実施すみ		検討したい、予定はない	
		計画中	実施すみ	計画中	実施すみ
業種	事業場				
製造業	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人
官公庁	636	5	1	16	658
商業	108	1	5	9	123
その他	88	7	10	4	109
運輸交通業	73	2	13	13	101
接客娯楽業	90	2	2	3	97
保健衛生業	82	2	4	9	97
建設業	80	1	1	4	86
教育・研究業	40	0	6	1	47
金融・広告業	41	0	0	41	41
清掃・と畜業	13	5	3	24	18
貨物取扱業	10	1	3	4	14
農林・畜産・水産業	11	0	1	2	14
合計	1282	26	50	68	1426
					42
					177
					428
					998

表2 業種 × 敷地・建物の管理形態（問1、3）

業種と管理形態ともに有効回答の1426事業場で		敷地・建物の管理形態			
		自社管理	自社管理アパルトメント	その他	合計
業種	事業場	敷地のビルに入居する	敷地のビル	のビルに入居する	
製造業	636	5	1	16	658
官公庁	108	1	5	9	123
商業	88	7	10	4	109
その他	73	2	13	13	101
運輸交通業	90	2	2	3	97
接客娯楽業	82	2	4	9	97
保健衛生業	80	1	1	4	86
建設業	40	0	6	1	47
教育・研究業	41	0	0	41	41
金融・広告業	13	5	3	24	18
清掃・と畜業	10	1	3	4	14
貨物取扱業	11	0	1	2	14
農林・畜産・水産業	10	0	1	11	14
合計	1282	26	50	68	1426
					42
					177
					428
					998

業種と喫煙者率ともに有効回答の1405事業場で		喫煙者率			
		(%)超~	20%~40%未満	60%未満	80%以上
業種	事業場	ゼロ	60%未満	60%未満	不明
製造業	2	173	321	112	21
官公庁	19	41	46	10	0
商業	0	42	53	9	2
その他	3	38	35	13	3
接客娯楽業	1	28	47	17	4
運輸交通業	0	10	30	35	4
保健衛生業	2	35	31	4	0
建設業	0	7	24	10	3
教育・研究業	0	33	5	1	0
金融・広告業	0	13	6	3	25
清掃・と畜業	1	5	7	4	18
貨物取扱業	0	4	5	3	2
農林・畜産・水産業	1	6	3	0	10
合計	29	435	613	221	50
					45
					1405
					545

表3 業種 × 喫煙者率（問1、4）

業種と問5c(建物内は全面禁煙)とも有効回答の1210事業場で		建物内は全面禁煙			
		実施すみ	検討したい、予定はない	実施すみ	検討したい、予定はない
業種	事業場	計画中	実施すみ	計画中	実施すみ
製造業	2	173	321	112	5
官公庁	19	41	46	10	0
商業	0	42	53	9	2
その他	3	38	35	13	3
接客娯楽業	1	28	47	17	4
運輸交通業	0	10	30	35	4
保健衛生業	2	35	31	4	0
建設業	0	7	24	10	3
教育・研究業	0	33	5	1	0
金融・広告業	0	13	6	0	3
清掃・と畜業	1	5	7	4	18
貨物取扱業	0	4	5	3	2
農林・畜産・水産業	1	6	3	0	0
合計	29	435	613	221	50
					1405
					545

表6 業種 × 建物内を全面禁煙にできない理由（問1、7）

		建物内に加え敷地部分もすべて全面禁煙)とも有効回答の1151事業場で実施すみ				建物内全面禁煙をできない理由					
		計画中	検討	したい	予定	はない、	はないと	自社レベルで実験者が得られないため	建物内全面禁煙ができるている	その他	合計
製造業	官公庁	25	20	98	389	532	95	139	29	28	217
商業		9	6	27	53	95		3	1	1	14
接客・娯楽業		5	2	16	67	90		23	1	0	7
運輸・交通業		1	1	18	66	86					28
その他		1	5	10	63	79					6
保健衛生業		6	1	11	59	77		3	0	1	0
建設業		26	3	16	28	73					0
教育・研究業		2	0	7	26	35					0
金融・広告業		7	0	3	21	31					5
清掃・と畜業		1	0	4	15	20					5
貨物取扱業		2	0	1	9	12					0
農林・畜産・水産業		0	0	3	8	11					0
官公庁	合計	86	38	215	812	1151					0
その他											12
											4
											5
											7
											35
											66
											858

表5 業種 × 屋外喫煙所（問1、6）

		(建物内全面禁煙が実施すみの事業場で)屋外喫煙所							
		設けている		開き・配慮していない		その他		合計	
製造業	官公庁	163	30	18	18	211			
保健衛生業		71	9	1	81				
商業		36	14	1	51				
その他		40	3	5	48				
運輸・交通業		36	6	3	45				
接客・娯楽業		36	1	2	39				
教育・研究業		23	1	4	28				
建設業		12	3	1	16				
金融・広告業		6	1	0	13				
清掃・と畜業		6	2	1	9				
貨物取扱業		4	1	0	5				
農林・畜産・水産業		2	1	0	3				
官公庁	合計	447	74	37	558				

*問5の「建物内は全面禁煙」が「実施すみ」事業場に限定：業種と屋外喫煙所とともに有効回答の403事業場で

		(建物内全面禁煙が実施すみの事業場で)屋外喫煙所							
		設けている		開き・配慮していない		その他		合計	
製造業	官公庁	113	12	2	127				
保健衛生業		68	8	0	76				
商業		31	11	1	43				
その他		36	3	1	40				
運輸・交通業		29	4	0	33				
教育・研究業		12	2	1	15				
建設業		11	0	0	11				
接客・娯楽業		10	1	0	11				
金融・広告業		5	2	0	7				
清掃・と畜業		4	2	1	7				
貨物取扱業		4	1	0	5				
農林・畜産・水産業		2	1	0	3				
官公庁	合計	350	47	6	403				

表7 労働者数 × 敷地・建物の管理形態（問2、3）

		労働者数と敷地・建物の管理形態							
		労働者数と敷地・建物の管理形態で		自社管理		7ナシビル		その他	
労働者数	1~9人			48	2	6	2	58	
労働者数	10~29人				93	4	11	10	118
労働者数	30~49人				137	2	11	15	165
労働者数	50~99人				446	9	12	17	484
労働者数	100~299人				391	6	7	20	424
労働者数	300~999人				140	2	3	4	149
労働者数	1000人~				37	1	1	0	39
労働者数	合計				1292	26	51	68	1437

表8 労働者数 × 喫煙者率（問2、4）

		喫煙者率							
		の146事業場で							
ゼロ		22	15	13	4	3	1	1	59
20%未満			50	46	10	5	2	2	117
40%未満			52	59	32	10	3	0	158
60%未満			155	218	77	19	4	9	483
80%以上			125	195	62	12	2	15	413
不明									
合計			37	71	24	2	0	15	149

表9 労働者数 × 禁煙・分煙の実施状況（問2、5）

		建物内に喫煙室・コナールを設置							
		実施すみ		計画中		検討したい		はなし、	
労働者数	1~9人			18	0	1	19	19	38
労働者数	10~29人			65	0	5	9	79	
労働者数	30~49人			106	2	8	15	131	
労働者数	50~99人			322	10	20	47	399	
労働者数	100~299人			284	7	1	30	322	
労働者数	300~999人			112	0	0	8	120	
労働者数	1000人~			30	0	0	2	32	
労働者数	合計			937	19	35	130	1121	

表11 労働者数 × 建物内を全面禁煙にできない理由（問2、7）

		建物内自社占有は禁煙				合計
		実施すべき	計画中	検討したい	はない	
業種	間取り					
1～9人		26	2	3	9	40
10～29人		40	0	10	32	82
30～49人		51	4	20	48	123
50～99人		117	12	63	155	347
100～299人		89	14	58	131	292
300～999人		25	6	20	46	97
1000人～		5	4	4	13	26
合計		353	42	178	434	1007

種業問5c(建物内は全面禁煙)

もと効果回答1220事業場で		実施すべき 計画中	したがい アス、 はなれ、 やさしい	合計
労働者数	1～9人	29	2	14
	10～29人	49	2	42
	30～49人	41	4	66
	50～99人	133	15	137
	100～299人	127	11	190
	300～999人	34	11	170
	1000人～	5	5	52
	合計	418	50	118
			202	550
				1220

建物内に加え敷地部分もすべて禁煙

労働者数	実施すべき事業場で も有効回答1161件					合計
	計画中	検討 したい	予定 はない	はなし	はなし	
1~9人	9	1	11	26	47	
10~29人	8	2	13	64	87	
30~49人	6	2	28	99	135	
50~99人	27	10	75	283	395	
100~299人	20	12	61	247	340	
300~999人	12	9	22	81	124	
1000人~	4	2	7	20	33	
合計	86	38	217	820	1161	

卷之二 異論本端 二十一

1~9人

労働者数	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1000人~	合計
	43	36	116	109	28	4	353
	5	4	10	13	4	1	47
	1	0	3	1	0	0	6
	49	40	129	123	32	5	406

表11 労働者数 × 建物内を全面禁煙にできない理由（問2、7）

(複数回答可)		建物内全面禁煙をできない理由					合計
喫煙者の理解・協力が得られない、されない、はないといった理由	事業場責任者の理解・協力が得られない、されない、はないといった理由	来客者の理解・協力が得られない、はないといった理由	建物内分煙ができる、できないといった理由	その他			
1~9人	4	1	2	1	9	5	22
10~29人	14	2	5	7	31	3	62
30~49人	22	7	5	11	46	8	99
50~99人	81	11	7	32	130	25	286
100~299人	73	14	9	26	136	19	277
300~999人	26	6	0	8	47	6	93
1000人~	27	3	0	2	15	1	28
合計	227	44	28	87	414	67	867

表12 製地・建物の管理形態 × 嫁煙者率（問3、4）

表13 敷地・建物の管理機能 × 惡化・公害の対策状況（問3 5）

実施予定箇所		建物内喫煙室・廊下における吸い込みの実態			予定箇所における吸い込みの実態	
実施予定箇所	実施予定箇所	実施予定箇所	実施予定箇所	実施予定箇所	実施予定箇所	実施予定箇所
自社管理の敷地・建物	849	14	32	111	111	1006
自社管理のビル	13	0	1	4	4	38
テナントビル入居	32	0	0	0	0	52
その他	39	4	2	7	7	52
合計	933	18	35	128	128	1114

酒有占社内物建

建物内は全面禁煙				
実施予定 箇所	計画中 箇所	検討 しあし 箇所	予定 はない、 箇所	合計
管 理 自社管理の建物	281	36	168	394
形 態 マンション入居	11	1	2	7
その他の 合計	24	1	2	16
	31	3	5	16
	347	41	177	433
				998

言計はない、したい、中計すみす有効回音「U9事未場」に煙)

管 理 形 態		建物内も敷地も全 面禁煙)とも有効回答116事業場				建物内に加え敷地部分もすべて禁煙	
		実施すみ	計画中	検討 したい はなし、 はない	予定 はなし、 はない	合計	合計
自社管理の敷地・建物	364	46	186	493	1089		
自社管理のビル	11	1	4	8	24		
ナントビル入居	13	0	4	23	40		
その他	23	2	6	25	56		
合計	411	49	200	549	1209		

管 理 形 態		建物内も敷地も全 面禁煙)とも有効回答116事業場				建物内に加え敷地部分もすべて禁煙	
		実施すみ	計画中	検討 したい はなし、 はない	予定 はなし、 はない	合計	合計
自社管理の敷地・建物	80	34	193	735	1042		
自社管理のビル	1	1	7	11	20		
ナントビル入居	3	2	4	29	36		
その他	2	2	10	40	54		
合計	86	37	214	815	1152		

「建物内に加え敷地部分もすべて禁煙」と喫煙者率 (問3、6)			「建物内全面禁煙が実施すべき事業場で屋外喫煙所 (問3、6)		
敷地・建物の管理形態と屋外喫煙所とも有効回答556事業場で	設けている	(建物内全面禁煙が実施すべき事業場で屋外喫煙所)	設けている	(建物内全面禁煙が実施すべき事業場で屋外喫煙所)	合計
自社管理の敷地・建物	401	63	36	その他	合計 500
自社管理のビル	9	3	13		
テナントビル入居	15	3	0		18
その他	20	4	1		25
合計	445	73	38		556
* 問5の「建物内は全面禁煙」が「実施すべき」事業場に限定：			表17 喫煙者率 × 屋外喫煙所 (問4、6)		
敷地・建物の管理形態と屋外喫煙所とも有効回答359事業場で	設けている	(建物内全面禁煙が実施すべき事業場で屋外喫煙所)	設けている	(建物内全面禁煙が実施すべき事業場で屋外喫煙所)	合計
自社管理の敷地・建物	310	38	5	その他	合計 353
自社管理のビル	8	3	0		11
テナントビル入居	11	2	0		13
その他	18	3	1		22
合計	347	46	6		399
表18 喫煙者率 × 建物内を全面禁煙にできない理由 (問3、7)			表18 喫煙者率 × 建物内を全面禁煙にできない理由 (問4、7)		
敷地・建物の管理形態と屋外喫煙所とも有効回答557事業場で	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	合計
自社管理の敷地・建物	210	42	4	来客者の協力が得られない	合計 771
自社管理のビル	3	1	0	建物内全面禁煙をできない理由	4222
テナントビル入居	3	14	3	協力が得られない	
その他	10	0	10	協力が得られない	
合計	226	44	28	協力が得られない	
表19 喫煙者率 × 禁煙・分煙の実施状況 (問4、5)			表19 建物内全面禁煙の予定なくかつ、問7に回答した504事業場で、全面禁煙できない理由 (問5、7)		
敷地・建物の管理形態と屋外喫煙所とも有効回答1102事業場で	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	合計
実施すみ	1	244	445	163	35
実施計画中	0	6	5	2	0
検討したい	1	10	15	8	1
予定はない	9	51	46	12	5
合計	11	311	511	189	43
「建物内は全面禁煙」と喫煙者率とも有効回答990事業場で			表20 上記504事業場で、全面禁煙できない理由 × 喫煙者率 (問4、5、7)		
有建物部屋内は自社占有分は禁煙社予定はない煙占	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	合計
実施すみ	17	148	122	40	16
実施計画中	1	11	20	7	1
検討したい	1	44	81	39	7
予定はない	1	92	211	80	19
合計	20	295	434	166	43
「建物内は全面禁煙」と喫煙者率とも有効回答1194事業場で			表20 上記504事業場で、全面禁煙できない理由 × 喫煙者率 (問4、5、7)		
有建物部屋内は自社占有分は禁煙社予定はない煙占	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	設けている	(建物内全面禁煙をできない理由)	合計
実施すみ	22	177	154	39	7
実施計画中	1	10	25	7	0
検討したい	1	61	88	36	9
予定はない	3	122	253	108	27
合計	27	370	520	190	48

「建物内は全面禁煙」と喫煙者率とも有効回答1194事業場で			「建物内は全面禁煙」と喫煙者率とも有効回答1194事業場で		
実施すみ	ゼロ	(0%超～) 20%未満 40%未満 60%未満 80%未満	実施すみ	ゼロ	(0%超～) 20%未満 40%未満 60%未満 80%未満
実施計画中	1	10	25	7	0
検討したい	1	61	88	36	9
予定はない	3	122	253	108	27
合計	27	370	520	190	48
「建物内は全面禁煙」と喫煙者率とも有効回答990事業場で			「建物内は全面禁煙」と喫煙者率とも有効回答990事業場で		
実施すみ	ゼロ	(0%超～) 20%未満 40%未満 60%未満 80%未満	実施すみ	ゼロ	(0%超～) 20%未満 40%未満 60%未満 80%未満
実施計画中	1	10	25	7	0
検討したい	1	61	88	36	9
予定はない	3	122	253	108	27
合計	27	370	520	190	48

資料9

詳細調査の単純集計結果

表1 事業場の業種(問1)

	業種	事業場数	全体で	有効回答中
製造業		55	35.7%	35.9%
官公庁		30	19.5%	19.6%
保健衛生業		17	11.0%	11.1%
運輸・交通業		11	7.1%	7.2%
商業		8	5.2%	5.2%
接客・娯楽業		7	4.5%	4.6%
問1 教育・研究業		6	3.9%	3.9%
清掃・と畜業		5	3.2%	3.3%
建設業		3	1.9%	2.0%
貿易取扱業		2	1.3%	1.3%
金融・広告業		2	1.3%	1.3%
その他		7	4.5%	4.6%
有効回答*		153	99.4%	100%
無効回答**		1	0.6%	
合計		154	100%	

* 有効回答：判別可能な回答。**無効回答：無回答、または、判別不能な回答。(以下同様)

表2 事業場の常時労働者数(問2)

	労働者数	事業場数	全体で	累積
1～9人		6	3.9%	3.9%
10～29人		16	10.4%	14.3%
30～49人		12	7.8%	22.1%
問2 50～99人		51	33.1%	55.2%
100～299人		44	28.6%	83.8%
300～999人		18	11.7%	95.5%
1000～4999人		7	4.5%	100.0%
合計		154	100%	100%

- 35 -

表5 事業場の全面禁煙の状況(問5)

問5	全面禁煙の状況			事業場数	全体で	有効回答中
	敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙可	敷地内禁煙、敷地外は就業時間内禁煙可	建物内禁煙、屋外は喫煙所あり			
建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中				48	31.2%	31.6%
有効回答				152	98.7%	100%
無効回答				2	1.3%	
合計				154	100%	

表6 全面禁煙実施に伴い対応策を要した課題(問6)

問6	全面禁煙実施時の課題			事業場数	延べ110回答中	有効回答98件中
	とくに課題はない	事業場の外に出て喫煙する人がいる	喫煙者からの苦情・不平等			
来訪者の理解が得られにくい				14	12.7%	14.3%
全面禁煙のルールを守らない人がいる				13	11.8%	13.3%
その他				8	7.3%	8.2%
合計				5	4.5%	5.1%
				110	100%	(112.2%)

* 問5で敷地内もしくは建物内が全面禁煙であると答えた104事業場(うち無回答が8事業場)に限定:

問7	全面禁煙実施時の課題			事業場数	延べ107回答中	有効回答96件中
	とくに課題はない	事業場の外に出て喫煙する人がいる	喫煙者からの苦情・不平等			
来訪者の理解が得られにくい				14	13.1%	14.6%
全面禁煙のルールを守らない人がいる				13	12.1%	13.5%
その他				12	11.2%	12.5%
合計				8	7.5%	8.3%
				5	4.7%	5.2%
				107	100%	(111.5%)

問7	喫煙率に対する全面禁煙の影響(問7)			事業場数	100事業場中	'不明'を除くと有効回答88件中
	喫煙率に対する全面禁煙の影響	社員の喫煙率に大きな影響はなかった	社員の喫煙率が下がった			
その他				42	42.0%	51.2%
不明				35	35.0%	42.7%
合計				5	5.0%	6.1%
				18	18.0%	
				100	100%	100%

表3 事業場の管理形態(問3)

問3	敷地・建物の管理形態			事業場数	全体で	有効回答中
	自社が管理する敷地・建物	敷地内に屋外空閒(まどない)	自社が管理するビル			
テナントビルに入居				1	0.6%	0.7%
その他				4	2.6%	2.6%
有効回答				9	5.8%	5.9%
無効回答				153	99.4%	100%
合計				1	0.6%	
				154	100%	

表4 事業場の喫煙者率(問4)

問4	喫煙者率			事業場数	全体で	有効回答中
	ゼロ	20%未満	20%～40%未満			
60%～80%未満				3	1.9%	2.0%
80%以上				1	0.6%	0.7%
不明				3	1.9%	2.0%
有効回答				151	98.1%	100%
無効回答				3	1.9%	
合計				154	100%	

問7	喫煙率に対する全面禁煙の影響			事業場数	100事業場中	'不明'を除くと有効回答88件中
	喫煙率に対する全面禁煙の影響	社員の喫煙率に大きな影響はなかった	社員の喫煙率が下がった			
その他				42	42.0%	51.2%
不明				35	35.0%	42.7%
合計				5	5.0%	6.1%
				18	18.0%	
				100	100%	100%

問7	喫煙率に対する全面禁煙の影響			事業場数	100事業場中	'不明'を除くと有効回答88件中
	喫煙率に対する全面禁煙の影響	社員の喫煙率に大きな影響はなかった	社員の喫煙率が下がった			
その他				42	42.0%	51.2%
不明				35	35.0%	42.7%
合計				5	5.0%	6.1%
				18	18.0%	
				100	100%	100%

表8 敷地内を全面禁煙にしていない理由(問8)

事業場内に未だ喫煙者が多い、喫煙者が事業場の外に出て吸つて近隣に迷惑をかける		事業場数	延べ178回答中
喫煙者が『慣れて吸つて火災を引き起す恐れがある』		25	14.0%
『喫煙者が『慣れて吸つて火災を引き起す恐れがある』』		22	12.4%
『来訪者の協力が得られにくい』		20	11.2%
『喫煙者の生産性が落ちる』		14	7.9%
『自社ビルではない等のため事業場の判断だけでは禁煙にできない』		6	3.4%
『ニコチン依存者が喫煙できなくて事故を起こす恐れがある』		3	1.7%
その他		9	5.1%
合計		178	100%

* 問5で敷地内もしくは建物内に喫煙場所があると答えた136事業場(うち無回答が17事業場)に限定:

事業場内を全面禁煙にしていない理由		事業場数	有効回答119件中
『事業場内に未だ喫煙者が多い、喫煙者が事業場の外に出て吸つて近隣に迷惑をかける』		79	66.4%
『喫煙者が『慣れて吸つて火災を引き起す恐れがある』』		25	21.0%
『来訪者の協力が得られにくい』		22	18.5%
『喫煙者の生産性が落ちる』		14	11.8%
『自社ビルではない等のため事業場の判断だけでは禁煙にできない』		6	5.0%
『ニコチン依存者が喫煙できなくて事故を起こす恐れがある』		3	2.5%
その他		9	7.6%
合計		178	(149.6%)

(問8)の回答は全て問5で敷地内もしくは建物内に喫煙場所があると答えた事業場のみであった。

表10 現在、計画・検討している全面禁煙(問10)

就業時間内の全面禁煙を計画している		事業場数	全体で	有効回答中
『就業時間内の全面禁煙を計画している』		5	3.2%	3.4%
『敷地内の全面禁煙を計画している』		9	5.8%	6.2%
『敷地内の全面禁煙を計画している』		10	6.5%	6.9%
『建物内の全面禁煙を計画している』		8	5.2%	5.5%
『既に就業時間内の全面禁煙を検討している』		16	10.4%	11.0%
『新たに計画・検討は行っていない』		7	4.5%	4.8%
その他		81	52.6%	55.9%
合計		8	5.2%	5.5%
有効回答		145	94.2%	100%
無効回答		9	5.8%	
合計		154	100%	

表11 現在の全面禁煙の実施・計画または検討の動機・経緯(問11)

社員の健康を守るために		事業場数	延べ231回答中	有効回答142件中
『健康増進法や職場要望対策カーディアンに基づき』		75	32.5%	52.8%
『事業場の責任者の判断により』		60	26.0%	42.3%
問11 事業場の衛生委員会等で話し合って		27	11.7%	19.0%
『業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として』		26	11.3%	18.3%
『喫煙スペースの設置が困難なため』		25	10.8%	17.6%
その他		6	2.6%	4.2%
合計		12	5.2%	8.5%
合計		231	100%	(162.3%)

表9 全面禁煙導入時の取り組み内容(問9)

全面禁煙導入時の取り組み内容		事業場数	延べ156回答中	有効回答94件中
『社内での周知徹底』		70	44.9%	74.5%
『トップの禁煙宣言』		21	13.5%	22.3%
『健診での禁煙指導』		18	11.5%	19.1%
『喫煙者への禁煙サポート』		13	8.3%	13.8%
問9 外部への公表		10	6.4%	10.6%
『禁煙のための教育や講演』		8	5.1%	8.5%
『採用時の周知』		7	4.5%	7.4%
『禁煙デーなどのイベント』		4	2.6%	4.3%
その他		5	3.2%	5.3%
合計		156	100%	(166.0%)

* 問5で敷地内もしくは建物内が全面禁煙であると答えた104事業場(うち無回答が12件)に限定:

全面禁煙導入時の取り組み内容		事業場数	延べ154回答中	有効回答92件中
『社内での周知徹底』		69	44.8%	75.0%
『トップの禁煙宣言』		20	13.0%	21.7%
『健診での禁煙指導』		18	11.7%	19.6%
『喫煙者への禁煙サポート』		13	8.4%	14.1%
問9 外部への公表		10	6.5%	10.9%
『禁煙のための教育や講演』		8	5.2%	8.7%
『採用時の周知』		7	4.5%	7.6%
『禁煙デーなどのイベント』		4	2.6%	4.3%
その他		5	3.2%	5.4%
合計		154	100%	(167.4%)

資料10 詳細調査のクロス集計結果

表4 業種と喫煙率への影響 (問1、7)

		業種						業種						
		製造業	建設業	運輸業	貨物取扱業	商業	金融・廣告業	教育・研究業	保健衛生業	接客娛樂業	清掃・畜産業	官公庁	その他	合計
喫煙率	ゼロ										1	4	1	6
	20%未満	18	2	4	1	5	9	3	1	14	2	59		
	20%～40%未満	30	2	5	1	2		5	4	3	11	3	66	
	40%～60%未満	5	2	1	2	1	1					12		
60%～80%未満	80%以上	1	1								1	3		
	不明		1								1	3		
	合計	54	3	10	2	8	2	6	16	7	5	30	7	150

表2 業種と全面禁煙状況 (問1、5)

		業種						業種						
		製造業	建設業	運輸業	貨物取扱業	商業	金融・廣告業	教育・研究業	保健衛生業	接客娛樂業	清掃・畜産業	官公庁	その他	合計
全面禁煙の状況	敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	5
	敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可	2	0	0	0	0	1	1	5	0	0	2	0	11
	建物内禁煙、屋外は喫煙所あり	23	0	9	1	6	1	3	8	4	3	22	7	87
	建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中	29	3	1	1	0	0	2	2	3	2	5	0	48
合計		55	3	10	2	7	2	6	17	7	5	30	7	151

表3 業種と全面禁煙実施時の課題 (問1、6)

		業種						業種						
		製造業	建設業	運輸業	貨物取扱業	商業	金融・廣告業	教育・研究業	保健衛生業	接客娛樂業	清掃・畜産業	官公庁	その他	合計
全面禁煙の課題	どくに課題はない	12	0	5	0	6	1	2	6	2	2	16	3	55
	事業場の外に出て喫煙する人がいる	2	0	3	0	0	1	0	6	1	0	2	15	
	喫煙者からの苦情・不平等	3	0	2	2	1	0	0	1	0	0	3	2	14
	来訪者の理解が得られにくい	2	0	0	2	0	0	1	3	0	0	3	2	13
その他の課題	全面禁煙のルールを守らない人がいる	1	0	1	1	0	0	1	1	0	2	0	8	
	その他の課題	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5
	合計	22	0	11	5	7	2	4	18	4	3	26	9	110

		業種						業種						
		製造業	建設業	運輸業	貨物取扱業	商業	金融・廣告業	教育・研究業	保健衛生業	接客娛樂業	清掃・畜産業	官公庁	その他	合計
喫煙率への影響	社員の喫煙率が下がった	6	0	6	1	2	1	2	5	3	1	7	1	35
	社員の喫煙率に大きな影響はなかった	12	0	2	0	4	1	2	6	0	1	11	3	42
	不明	6	0	0	1	0	0	2	1	0	4	3	18	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	5
合計		24	0	8	2	7	2	4	15	4	3	24	7	100
表5 業種と敷地内全面禁煙にしない理由 (問1、8)		業種						業種						
		製造業	建設業	運輸業	貨物取扱業	商業	金融・廣告業	教育・研究業	保健衛生業	接客娛樂業	清掃・畜産業	官公庁	その他	合計
敷地内	喫煙者が事業場外で吸い近隣に迷惑かける	11	1	2	0	1	0	4	0	0	1	4	1	25
	喫煙者が慣れて吸つて火災を引き起こす恐れ	12	0	2	0	1	0	1	3	1	2	0	0	22
	来訪者の協力が得られにくい	5	0	0	1	1	0	0	1	1	0	7	3	19
	喫煙者の生産性が落ちる	5	1	0	1	1	0	0	1	1	1	3	0	14
敷地外	自社ビルでなく事業場判断で禁煙にできない	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	1	6
	ニコチン依存者が喫煙できなくなる事故を起こす恐れ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	その他	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	9
	合計	74	5	12	6	6	1	8	14	7	7	28	9	176
表6 業種と全面禁煙導入時の取り組み (問1、9)		業種						業種						
		製造業	建設業	運輸業	貨物取扱業	商業	金融・廣告業	教育・研究業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・畜産業	官公庁	その他	合計
禁煙導入時	社内で周知徹底	16	0	7	1	6	2	4	9	3	2	15	4	69
	トップの禁煙宣言	8	0	1	0	2	0	0	7	0	1	2	0	21
	健診での禁煙指導	5	0	2	1	0	1	4	1	0	2	1	8	
	喫煙者への禁煙サポート	4	0	1	0	0	0	0	4	0	0	4	0	13
禁煙のための教育や講演	外部への公表	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	5	1	10
	採用時の周知	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	8
	組織み込み	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	7
	その他	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	5
合計		44	0	11	2	10	2	6	33	4	3	32	8	155

表7 業種と計画・検討している全面禁煙（問1、10）

業種	労働者数									
	建設業	運輸業	貿易業	商業	金融業	教育・研究業	保健衛生業	接客業	官公庁	その他
製造業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
建設業	3	0	0	1	0	0	1	0	0	5
計画	4	0	0	1	0	0	2	0	1	9
・敷地内の全面禁煙を計画	4	0	3	0	1	0	1	0	0	10
・敷地内の全面禁煙を検討	4	0	0	0	0	1	1	0	2	8
・建物内の全面禁煙を計画	9	1	0	0	0	1	2	0	3	16
・建物内の全面禁煙を検討	2	0	0	2	0	0	3	0	0	7
・時間内全面禁煙まで達成済み	23	2	7	0	3	2	3	8	5	79
・新たな計画・検討なし	4	0	1	0	0	0	0	1	3	0
・その他	53	3	10	1	8	2	5	17	7	144
合計	53	3	10	1	8	2	5	17	7	144

表8 業種と全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問1、11）

業種	労働者数									
	建設業	運輸業	貿易業	商業	金融業	教育・研究業	保健衛生業	接客業	官公庁	その他
全	31	2	7	1	3	1	5	9	1	3
・社員の健康を守るために	20	1	2	2	0	1	3	6	1	21
・健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき事業場の責任者の判断により	11	0	2	0	4	1	0	4	0	1
・事業場の衛生委員会等で話し合って	9	0	2	1	1	1	3	1	2	25
・業務の必要上や企業ノンジ戦略の一環として	8	0	3	0	2	0	0	8	2	0
・喫煙ルールの設置が困難なため	0	0	1	0	1	0	0	0	3	6
・その他	6	0	0	0	1	0	1	0	2	12
合計	85	3	16	5	12	4	10	31	6	842
										7229

表9 労働者数と喫煙者率（問2、4）

業種	労働者数									
	建設業	運輸業	貿易業	商業	金融業	教育・研究業	保健衛生業	接客業	官公庁	その他
ゼロ	1	1	3	5	1	3	1	0	0	6
20%未満	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
20%～40%未満	2	5	6	21	18	5	2	59	1	0
40%～60%未満	1	7	6	21	21	9	2	67	1	0
60%～80%未満	0	1	0	5	2	1	3	12	1	0
80%以上	0	0	0	2	1	0	0	3	1	0
不明	0	0	0	0	2	1	0	3	1	0
合計	6	15	12	51	44	16	7	151	1	100

表10 労働者数と全面禁煙状況（問2、5）

業種	労働者数									
	建設業	運輸業	貿易業	商業	金融業	教育・研究業	保健衛生業	接客業	官公庁	その他
計	1	1	3	5	1	3	1	0	0	1
・就業時間内の全面禁煙を計画	1	9	2	4	9	1	0	0	0	0
・就業時間内の全面禁煙を検討	3	0	0	1	0	0	1	0	0	5
・敷地内の全面禁煙を計画	4	0	0	1	0	0	2	0	1	0
・敷地内の全面禁煙を検討	4	0	3	0	1	0	1	0	0	5
・建物内の全面禁煙を計画	4	0	0	0	0	1	1	0	0	11
・建物内の全面禁煙を検討	9	1	0	0	0	1	2	0	0	88
・時間内全面禁煙まで達成済み	2	0	0	2	0	0	3	0	0	48
・新たな計画・検討なし	23	2	7	0	3	2	3	8	5	7
・その他	4	0	1	0	0	0	0	1	3	0
合計	53	3	10	1	8	2	5	17	7	152

表11 労働者数と全面禁煙実施時の課題（問2、6）

業種	労働者数									
	建設業	運輸業	貿易業	商業	金融業	教育・研究業	保健衛生業	接客業	官公庁	その他
全	1	1	3	5	1	3	1	0	0	1
・敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙	1	9	2	4	9	1	0	0	0	0
・敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可	1	0	0	3	4	3	0	0	0	11
・建物内禁煙、屋外は喫煙所あり	3	12	6	30	27	9	1	0	0	88
・建物内禁煙所あり、全面禁煙を計画・検討中の状況	6	15	12	50	44	18	7	1	0	152
合計	65	3	10	8	2	5	17	7	1	152

表12 労働者数と喫煙率への影響（問2、7）

業種	労働者数									
	建設業	運輸業	貿易業	商業	金融業	教育・研究業	保健衛生業	接客業	官公庁	その他
全	1	1	3	5	1	3	1	0	0	1
・社員の喫煙率が下がった	1	9	2	4	9	1	0	0	0	0
・社員の喫煙率に大きな影響はない	2	7	6	21	18	5	2	59	1	42
・不明	1	2	2	5	4	9	2	9	1	18
・他の影響	2	0	0	2	1	0	0	1	0	5
合計	6	13	6	31	31	12	1	1	0	100

表13 労働者数と敷地内全面禁煙にしていない理由（問2、8）

		労働者数				
敷地内	全面禁煙に未だ喫煙者が多い	0	9	5	25	10
	喫煙者が事業場内で吸い近隣に迷惑かける	1	0	1	11	8
	喫煙者が懶れて吸つて火災を引き起こす恐れ	0	2	1	10	7
	来訪者の協力が得られにくい	3	2	2	7	2
	喫煙者の生産性が落ちる	0	1	0	6	1
	自社ビルでなく事業場判断で禁煙にできない	0	2	3	1	0
	ニコチン依存者が喫煙できなく事故を起こす恐れ	0	0	0	1	1
	その他	0	0	1	5	1
	合計	4	16	13	66	50
						178
						合計

表14 労働者数と全面禁煙導入時の取り組み（問2、9）

		労働者数				
全面禁煙導導	社内での周知徹底	1	3	1	4	6
	トップの禁煙宣言	1	3	1	2	11
	健診での禁煙指導	1	3	1	4	6
	喫煙者への禁煙サポート	0	0	0	3	6
	外部への公表	1	0	1	1	5
	禁煙のための教育や講演	0	1	0	1	3
	採用時の周知	0	1	0	2	2
	禁煙デーなどのイベント	0	0	0	1	2
	その他	2	0	0	1	2
	合計	7	17	6	39	60
						156
						合計

表15 労働者数と計画・検討している全面禁煙（問2、10）

		労働者数				
計	就業時間内の全面禁煙を計画	0	0	0	1	0
	就業時間内の全面禁煙を検討	0	1	0	1	3
	敷地内の全面禁煙を計画	1	0	1	2	4
	敷地内の全面禁煙を検討	0	0	0	1	0
	建物内の全面禁煙を計画	0	0	1	3	1
	建物内の全面禁煙を検討	0	3	1	3	5
	時間内全面禁煙まで達成済み	1	0	1	3	1
	新たな計画・検討なし	2	9	8	27	24
	その他	0	1	0	3	2
	合計	4	14	12	50	42
						145
						合計

		労働者数				
全	社員の健康を守るため	0	8	2	27	25
禁	健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき	3	7	5	14	16
煙	事業場の責任者の判断により	1	3	1	9	11
の	事業場の衛生委員会等で話し合って	0	1	0	7	13
動	業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として	0	2	1	8	9
機	喫煙スペースの設置が困難なため	0	1	1	2	1
・	その他	1	0	0	7	4
	合計	5	22	10	74	79
						31
						231
						合計

表17 喫煙者率と全面禁煙状況（問4、5）

		喫煙者率						
		ゼロ	20%	40%	60%	～80%	以上	不明
全 面 禁 煙 状 況	敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙	1	3	0	0	0	1	5
	敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可	1	7	2	0	0	0	10
全 面 禁 煙 状 況	建物内禁煙、屋外は喫煙所あり	3	41	36	5	2	0	87
	建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中	1	7	29	7	1	1	48
合計		6	58	67	12	3	1	150

表18 喫煙者率と全面禁煙実施時の課題（問4、6）

		喫煙者率						
		ゼロ	20%	40%	60%	～80%	以上	不明
全 面 禁 煙 実 施 時 の 課 題	とくに課題はない	3	27	21	3	0	0	54
	事業場の外に出て喫煙する人がいる	0	8	5	1	0	0	15
全 面 禁 煙 実 施 時 の 課 題	喫煙者からの苦情・不平等	0	6	5	2	1	0	14
	来訪者の理解が得られにくい	2	7	1	1	0	1	12
合計		5	53	40	7	1	0	108

表19 喫煙者率と喫煙率への影響（問4、7）

		喫煙者率						
		ゼロ	20%	40%	60%	～80%	以上	不明
喫 煙 率 へ の 影 響	社員の喫煙率が下がった	2	19	11	2	0	0	34
	社員の喫煙率に大きな影響はなかった	1	19	19	3	0	0	42
その 他	不明	0	8	5	1	2	0	17
	その他	2	2	1	0	0	0	5
合計		5	48	36	6	2	0	98

表20 喫煙者率と敷地内全面禁煙にしていない理由（問4、8）

		喫煙者率						
		ゼロ	20%	40%	60%	～80%	以上	不明
敷 地 内 禁 煙 理 由	事業場内に未だ喫煙者がが多い	0	16	48	10	3	1	1
	喫煙者が事業場外で吸い近隣に迷惑かける	0	7	12	3	1	1	25
敷 地 内 禁 煙 理 由	喫煙者が懶れて吸つて火災を引き起こす恐れ	0	7	13	0	0	1	22
	来訪者の協力が得られない	2	8	7	3	0	0	20
敷 地 内 禁 煙 理 由	喫煙者の生産性が落ちる	0	7	5	1	0	0	14
	自社ビルでなく事業場判断で禁煙にできない	1	3	2	0	0	0	6
敷 地 内 禁 煙 理 由	ニコチン依存者が喫煙できなくなる事故を起こす恐れ	0	0	2	1	0	0	3
	その他	0	5	3	1	0	0	9
合計		3	53	92	19	5	3	178

表21 喫煙者率と全面禁煙導入時の取り組み（問4、9）

		喫煙者率						
		ゼロ	20%	40%	60%	～80%	以上	不明
全 面 禁 煙 導 入 時 の 取 り 組 み	社内での周知徹底	0	36	26	4	1	0	1
	トップの禁煙宣言	0	12	7	0	1	0	20
全 面 禁 煙 導 入 時 の 取 り 組 み	健診での禁煙指導	1	7	9	1	0	0	18
	喫煙者への禁煙サポート	0	6	5	0	0	1	12
全 面 禁 煙 導 入 時 の 取 り 組 み	外部への公表	0	7	2	0	0	0	9
	禁煙のための教育や講演	0	3	4	0	0	1	8
全 面 禁 煙 導 入 時 の 取 り 組 み	採用時の周知	1	2	2	0	0	1	6
	禁煙デーなどのイベント	0	2	2	0	0	0	4
全 面 禁 煙 導 入 時 の 取 り 組 み	その他	2	1	2	0	0	0	5
	合計	4	76	59	5	2	0	150

表22 喫煙者率と計画・検討している全面禁煙（問4、10）

		喫煙者率						
		ゼロ	20%	40%	60%	～80%	以上	不明
計 画	就業時間内の全面禁煙を計画	0	0	1	0	0	0	1
	就業時間内の全面禁煙を検討	0	2	3	0	0	0	5
計 画 ・ 検 討	敷地内の全面禁煙を計画	2	3	3	0	0	0	9
	敷地内の全面禁煙を検討	0	5	4	1	0	0	10
計 画 ・ 検 討 し て い い	建物内の全面禁煙を計画	0	3	5	0	0	0	8
	建物内の全面禁煙を検討	0	2	11	2	0	1	16
全 面 禁 煙	時間内全面禁煙まで達成済み	0	4	2	0	0	0	6
	新たな計画・検討なし	2	36	32	5	3	1	80
全 面 禁 煙	その他	1	1	5	1	0	0	8
	合計	5	56	66	9	3	1	143

表23 喫煙者率と全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問4、11）

	ゼロ 20% 未満	40% 未満	60% 未満	80% 未満	以上	合計
社員の健康を守るため	2	22	36	8	3	1
健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき	4	24	21	6	2	59
事業場の責任者の判断により	0	12	14	1	0	27
事業場の衛生委員会等で話し合って	1	8	13	1	0	26
業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として	0	10	9	3	1	24
・喫煙入への設置が困難なため	0	4	1	1	0	6
その他	2	3	7	0	0	12
合計	9	83	101	20	7	1
	6	24	77	3	110	

表24 全面禁煙状況と全面禁煙実施時の課題（問5、6）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
・とくに課題はない	3	5	47	0	55	
全事業場の外に出て喫煙する人がいる	2	3	9	1	15	
喫煙者からの苦情・不平等	0	13	0	1	14	
来訪者の理解が得られにくい	1	1	10	1	13	
全面禁煙のルールを知らない人がいる	0	1	7	0	8	
その他	0	1	4	0	5	
合計	6	24	77	3	110	

表25 全面禁煙状況と喫煙率への影響（問5、7）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社員の喫煙率が下がった	2	5	28	0	35	
社員の喫煙率に大きな影響はなかった	1	4	37	0	42	
不明	1	1	15	1	18	
他の影響	1	1	2	1	5	
合計	5	11	82	2	100	

表26 全面禁煙状況と敷地内全面禁煙にしない理由（問5、8）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
事業場内に未だ喫煙者が多い	0	0	47	0	47	
喫煙者が事業場外で吸い近隣に迷惑かける	0	0	13	12	25	
事業場の協力が得られない	0	0	16	6	22	
来訪者の協力が得られない	0	0	13	7	20	
喫煙者の生産性が落ちる	0	0	11	3	14	
自社ビルではなく事業場判断で禁煙にできない	0	0	4	2	6	
ニコチン依存者が喫煙できなくなる事故を起す恐れ	0	0	2	1	3	
その他	0	0	3	6	9	
合計	0	0	109	69	178	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社内での周知徹底	4	7	58	1	70	
トップの禁煙宣言	3	4	13	1	21	
健診での禁煙指導	1	2	15	0	18	
喫煙者への禁煙サポート	1	3	9	0	13	
外部への公表	1	3	6	0	10	
禁煙のための教育や講演	1	2	5	0	8	
採用時の周知	1	1	5	0	7	
禁煙デーなどのイベント	0	0	4	0	4	
その他	0	1	4	0	5	
合計	12	23	119	2	156	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社内での周知徹底	4	7	58	1	70	
トップの禁煙宣言	3	4	13	1	21	
健診での禁煙指導	1	2	15	0	18	
喫煙者への禁煙サポート	1	3	9	0	13	
外部への公表	1	3	6	0	10	
禁煙のための教育や講演	1	2	5	0	8	
採用時の周知	1	1	5	0	7	
禁煙デーなどのイベント	0	0	4	0	4	
その他	0	1	4	0	5	
合計	12	23	119	2	156	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社内での周知徹底	0	0	1	4	0	5
トップの禁煙宣言	0	0	7	3	10	
健診での禁煙指導	0	1	2	5	8	
建物内の全面禁煙を計画	0	0	3	13	16	
建物内の全面禁煙を検討	0	1	2	5	8	
時間内全面禁煙まで達成済み	2	3	2	0	7	
新たな計画・検討なし	2	4	58	16	80	
その他	0	1	4	3	8	
合計	4	11	84	45	144	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社内での周知徹底	0	0	1	4	0	5
トップの禁煙宣言	0	0	7	3	10	
健診での禁煙指導	0	1	2	5	8	
建物内の全面禁煙を計画	0	0	3	13	16	
建物内の全面禁煙を検討	0	1	2	5	8	
時間内全面禁煙まで達成済み	2	3	2	0	7	
新たな計画・検討なし	2	4	58	16	80	
その他	0	1	4	3	8	
合計	4	11	84	45	144	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社内での周知徹底	0	0	1	4	0	5
トップの禁煙宣言	0	0	7	3	10	
健診での禁煙指導	0	1	2	5	8	
建物内の全面禁煙を計画	0	0	3	13	16	
建物内の全面禁煙を検討	0	1	2	5	8	
時間内全面禁煙まで達成済み	2	3	2	0	7	
新たな計画・検討なし	2	4	58	16	80	
その他	0	1	4	3	8	
合計	4	11	84	45	144	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社内での周知徹底	0	0	1	4	0	5
トップの禁煙宣言	0	0	7	3	10	
健診での禁煙指導	0	1	2	5	8	
建物内の全面禁煙を計画	0	0	3	13	16	
建物内の全面禁煙を検討	0	1	2	5	8	
時間内全面禁煙まで達成済み	2	3	2	0	7	
新たな計画・検討なし	2	4	58	16	80	
その他	0	1	4	3	8	
合計	4	11	84	45	144	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙
社内での周知徹底	0	0	1	4	0	5
トップの禁煙宣言	0	0	7	3	10	
健診での禁煙指導	0	1	2	5	8	
建物内の全面禁煙を計画	0	0	3	13	16	
建物内の全面禁煙を検討	0	1	2	5	8	
時間内全面禁煙まで達成済み	2	3	2	0	7	
新たな計画・検討なし	2	4	58	16	80	
その他	0	1	4	3	8	
合計	4	11	84	45	144	

全面禁煙状況

全面禁煙導入時の取り組み（問5、9）

	全面禁煙状況					
	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	就業&敷地内禁煙時間内外も煙	喫煙屋内外も煙	建物内外も煙	計全所物	建物内外も煙

<tbl_r cells="2" ix="1" maxcspan="6" maxrspan="

表29 全面禁煙状況と全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問5、11）

		全面禁煙状況				
全 面 禁 煙 の 動 機 ・ 經 緯	就業地内禁煙時間内喫煙者の数	就業地外禁煙時間内喫煙者の数		喫煙屋敷内喫煙者の数		計
		就業地内	就業地外	喫煙時間内	喫煙時間外	
社員の健康を守るために健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき事業場の責任者の判断により事業場の衛生委員会等で話し合って業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として喫煙スースの設置が困難なためその他	1 2 1 0 0	5 2 3 0 3	32 19 13 6 6	21 4 9 0 3	25 4 15 0 3	75 60 26 25 12
合計	10	20	135	66	231	合計

表32 全面禁煙実施時の課題と全面禁煙導入時の取り組み（問6、9）

全 面 禁 煙 の 導 入 時 の 課 題	など く に 課 題 は は	全面禁煙実施時の課題				
		人出事 がて喫 煙する に	苦喫 煙情 者不 平等の に	いが来 得訪 られの に理 解	なル全 人ル禁 煙がを いるら る	その 他
全面禁煙の周知徹底トップの禁煙宣言健診での禁煙指導喫煙者への禁煙サポート外部への公表禁煙のための教育や講演採用時の周知禁煙デーなどのイベントその他	38 10 6 7 4 3 0 3 4	11 5 4 2 3 1 2 2 2	6 2 1 2 1 1 1 1 2	7 2 0 1 0 0 0 0 0	7 0 2 0 1 1 1 1 1	72 20 22 13 11 5 11 11 164
合計	77	30	18	20	11	176

表30 全面禁煙実施時の課題と喫煙率への影響（問6、7）

喫 煙 率 への 影 響	など く に 課 題 は は	全面禁煙実施時の課題				
		人出事 がて喫 煙する に	苦喫 煙情 者不 平等の に	いが来 得訪 られの に理 解	なル全 人ル禁 煙がを いるら る	その 他
社員の喫煙率が下がった	17	6	5	6	5	1 40
社員の喫煙率に大きな影響はなかった	28	5	5	2	2	1 43
不明	6	2	3	4	1	2 18
その他	3	1	0	1	0	1 6
合計	54	14	13	13	8	5 107

表31 全面禁煙実施時の課題と敷地内全面禁煙にしていない理由（問6、8）

敷 地 内 に 禁 煙 して いる こと	など く に 課 題 は は	全面禁煙実施時の課題				
		人出事 がて喫 煙する に	苦喫 煙情 者不 平等の に	いが来 得訪 られの に理 解	なル全 人ル禁 煙がを いるら る	その 他
事業場内に未だ喫煙者が多い	21	7	11	4	5	3 51
喫煙者が事業場外で吸い近隣に迷惑かける	4	3	3	2	1	14
喫煙者が隠れて吸つて火災を引き起こす恐れ	7	2	1	1	2	15
来訪者の協力が得られにくい	7	1	2	6	1	17
喫煙者の生産性が落ちる	4	1	5	3	1	14
自社ビルでなく事業場判断で禁煙にできない	2	0	0	1	0	4
ニコチン依存者が喫煙できなく事故を起こす恐れ	0	1	2	1	0	6
その他	3	0	0	1	0	4
合計	48	15	20	11	7	125

表33 全面禁煙実施時の課題と計画・検討している全面禁煙（問6、10）

全 面 禁 煙 の 計 画 ・ 検 討	など く に 課 題 は は	全面禁煙実施時の課題				
		人出事 がて喫 煙する に	苦喫 煙情 者不 平等の に	いが来 得訪 られの に理 解	なル全 人ル禁 煙がを いるら る	その 他
就業時間内全面禁煙を計画・検討するに問題はない	38	11	6	7	7	72
就業時間外全面禁煙を計画・検討するに問題はない	10	5	2	2	0	20
社内での周知徹底トップの禁煙宣言健診での禁煙指導喫煙者への禁煙サポート外部への公表禁煙のための教育や講演採用時の周知禁煙デーなどのイベントその他	6 7 4 3 4 3 0 3 4	4 2 1 3 1 2 1 1 2	6 1 2 3 1 1 0 0 1	7 0 2 0 1 1 0 0 1	2 2 2 2 1 1 0 0 1	22 13 11 11 11 11 11 11 11
合計	77	30	18	20	11	176

表34 全面禁煙実施実施時の課題と全面禁煙実施・計画・検討している動機・経緯（問6、11）

全 面 禁 煙 の 動 機 ・ 経 緯	など く に 課 題 は は	全面禁煙実施時の課題				
		人出事 がて喫 煙する に	苦喫 煙情 者不 平等の に	いが来 得訪 られの に理 解	なル全 人ル禁 煙がを いるら る	その 他
就業時間内全面禁煙を計画・検討するに問題はない	3	0	0	0	0	4
就業時間外全面禁煙を計画・検討するに問題はない	0	0	0	0	0	6
敷地内全面禁煙を計画・検討して建物内の全面禁煙を計画して建物内の全面禁煙を検討するに問題はない	4 3 0	1 0 0	1 1 1	1 1 1	0 0 0	8 8 4
時間内全面禁煙まで達成済み新たな計画・検討なしその他	2 3 3	0 0 0	1 1 1	0 0 0	0 0 0	6 6 3
合計	52	15	13	11	8	104

全 面 禁 煙 の 動 機 ・ 経 緯	など く に 課 題 は は	全面禁煙実施時の課題				
		人出事 がて喫 煙する に	苦喫 煙情 者不 平等の に	いが来 得訪 られの に理 解	なル全 人ル禁 煙がを いるら る	その 他
社員の健康を守るために健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき事業場の責任者の判断により事業場の衛生委員会等で話し合って業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として喫煙スースの設置が困難なためその他	28 6 3 0 0	5 2 3 0 0	2 1 1 0 0	1 1 1 0 0	1 1 1 0 0	53 6 8 2 0
合計	79	27	23	17	7	176

表35 喫煙率への影響と敷地内全面禁煙にしない理由（問7、8）

喫煙率への影響			
	た率社が員下のかな煙に影響は大	不明	その他
事業場内に未だ喫煙者が多い	13	22	9
喫煙者が事業場外で吸い近隣に迷惑かける	2	8	1
喫煙者が隠れて吸つて火災を引き起こす恐れ	5	6	2
事業場の責任者の判断により	5	4	3
事業場の衛生委員会等で話し合って	2	6	3
業務の必要上や企業イメージ戦略の一環として	2	0	1
・喫煙入ベースの設置が困難なため	1	1	0
・経緯	1	1	0
その他	31	48	21
合計	65	60	23

表36 喫煙率への影響と全面禁煙導入時の取り組み（問7、9）

喫煙率への影響			
	た率社が員下のかな煙に影響は大	不明	その他
社内での周知徹底	26	29	12
トップの禁煙宣言	10	8	1
健診での禁煙指導	8	8	1
喫煙者への禁煙サポート	8	2	3
外部への公表	5	4	1
禁煙のための教育や講演	1	6	1
の採用時の周知	3	1	3
取り禁煙デーなどのイベント	2	1	1
その他	2	1	0
合計	65	60	23

表37 喫煙率への影響と計画・検討している全面禁煙（問7、10）

喫煙率への影響			
	た率社が員下のかな煙に影響は大	不明	その他
就業時間内の全面禁煙を計画	0	0	1
就業時間内の全面禁煙を検討	1	2	2
・敷地内の全面禁煙を計画	2	1	0
検討	4	1	1
・建物内の全面禁煙を計画	1	1	0
して	1	2	0
建物内の全面禁煙を検討	1	2	0
いる	3	3	0
時間内全面禁煙まで達成済み	20	27	14
全	2	3	0
面	0	0	0
禁	61	0	0
煙	2	3	0
その他	2	3	0
合計	34	40	17
			95

表38 喫煙率への影響と全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問7、11）

喫煙率への影響			
	た率社が員下のかな煙に影響は大	不明	その他
社員の健康を守るため	19	21	7
健康増進法や職場喫煙対策ガイドラインに基づき	15	15	6
全面禁煙	6	12	3
事業場の責任者の判断により	8	6	2
事業場の衛生委員会等で話し合って	8	8	4
活動	2	4	0
・喫煙入ベースの設置が困難なため	4	1	2
経緯	合計	62	67
その他	31	48	21
合計	64	15	18
		19	1
		5	5
		146	

全面禁煙導入時の取り組み（問8、9）			
	た率社が員下のかな煙に影響は大	不明	その他
敷地内全面禁煙にしていない理由	6	24	6
その他の理由	159		

敷地内全面禁煙にしていない理由（問8、9）			
	た率社が員下のかな煙に影響は大	不明	その他
敷地内全面禁煙導入時の取り組み（問8、9）	6	24	6
その他の理由	159		

表40 敷地内全面禁煙にしていない理由と 計画検討している全面禁煙（問8、10）

敷地内全面禁煙にしない理由		合計					
その他	その他	0	0	0	0	0	1
に自改ニ で社ビルにす いな事業場	に自改ニ で社ビルにす いな事業場	0	0	0	0	0	6
喫煙者 の生産性 が落ちる	喫煙者 の生産性 が落ちる	0	0	0	0	0	8
来訪者 の協力が得 られにくくい	来訪者 の協力が得 られにくくい	0	2	1	0	0	3
喫煙者 が事業場外で吸い近隣に迷	喫煙者 が事業場外で吸い近隣に迷	0	1	1	0	0	2
事業場内に未だ喫煙者が多い	事業場内に未だ喫煙者が多い	0	1	0	0	0	1
就業時間内の全面禁煙を計画		合計					
就業時間内の全面禁煙を検討		合計					
敷地内の全面禁煙を計画	敷地内の全面禁煙を計画	0	0	0	0	0	0
敷地内の全面禁煙を検討	敷地内の全面禁煙を検討	0	2	1	0	0	3
建物内の全面禁煙を計画	建物内の全面禁煙を計画	0	2	0	0	0	2
建物内の全面禁煙を検討	建物内の全面禁煙を検討	0	4	0	1	0	1
時間内全面禁煙まで達成済み	時間内全面禁煙まで達成済み	1	0	2	0	0	0
新たな計画・検討なし	新たな計画・検討なし	42	13	15	9	11	3
その他	その他	5	1	0	1	1	1
合計		77	22	21	18	12	5
・検討していいる全面禁煙		合計					
計		合計					

表41 敷地内全面禁煙に至らざる理由と全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯(問8、11)

表42 全面禁煙導入時の取り組みと 計画・検討している全面禁煙（問9、10）

全面禁煙導入時との取組み		その他の		合計	
周知徹底の宣言	外部への公表	教育啓発	喫煙者の周知	0	0
社内禁煙実施指揮の宣言	内部への公表	喫煙者の周知	ベテランなど	0	0
禁煙啓発指導の周知徹底	トクトク会員登録	喫煙者の周知	の演説や講演会	0	0
就業時間内の全面禁煙を計画	0	0	の開催	0	0
就業時間内の全面禁煙を検討	3	0	時	0	6
敷地内の全面禁煙を計画	1	0	の周知	1	2
敷地内の全面禁煙を検討	5	0	の周知	0	12
建物内の全面禁煙を計画	1	0	の周知	0	4
建物内の全面禁煙を検討	1	2	の周知	2	8
時間内全面禁煙まで達成済み	6	6	の達成	1	17
新たな計画・検討なし	47	12	の実現	0	100
その他	4	0	の達成	0	7
	合計	68	20	17	160

表43 全面禁煙導入時の取り組みと全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問9、11）

全面禁煙啓発導入時の取り組み		その他の取り組み									
内 容	実施回数	内 容	実施回数	内 容	実施回数	内 容	実施回数	内 容	実施回数	内 容	実施回数
周社禁煙啓発宣傳の徹底	35	内 容	11	内 容	6	内 容	4	内 容	3	内 容	2
内 容	11	内 容	9	内 容	6	内 容	4	内 容	4	内 容	2
内 容	5	内 容	9	内 容	6	内 容	4	内 容	2	内 容	2
内 容	25	内 容	9	内 容	3	内 容	3	内 容	2	内 容	1
内 容	16	内 容	4	内 容	3	内 容	2	内 容	3	内 容	0
内 容	14	内 容	7	内 容	4	内 容	3	内 容	3	内 容	1
内 容	18	内 容	0	内 容	1	内 容	1	内 容	0	内 容	0
内 容	6	内 容	2	内 容	0	内 容	0	内 容	0	内 容	0
内 容	6	内 容	2	内 容	0	内 容	0	内 容	0	内 容	0
内 容	120	内 容	38	内 容	30	内 容	23	内 容	16	内 容	12
合計		合計						合計			
合計		76						59			
合計		59						39			
合計		29						29			
合計		39						8			
合計		19						19			
合計		269						269			

表44 計画・検討している全面禁煙と全面禁煙の実施・計画・検討の動機・経緯（問10、11）

資料11 詳細調査の問12. 事業場における全面禁煙に関する意見や質問への記入内容

No	ご意見・ご質問
1	問9で禁煙デーなどのイベントという回答がありました。是非、当施設でも禁煙デーを月1日設けて実施してみたいと思いました。
7	健康のために本人も周囲的人にとって禁煙が望ましい。
12	会員所の玄関については、お客様が必ず通るので、喫煙場所を変更しなければならないが、なかなかいい場所がみつからないため困難な状態である。
15	トップが喫煙者の為かなか理解してもらえない、
22	健康のためと、禁煙にしたいと考えても、個人の嗜好の問題でもあり、禁煙を進めるには、ケア一合あてなかなか難しいところがある。
24	介護施設である為、職員が喫煙する事はなかなかできないのが実情です。
34	当直勤務体制があるので、敷地内全面禁煙には、まだまだ時間を要すると思う。あくまでも本人の意識の問題である。
53	基本的に有害である物を何故、栽培したり、販売したりするのか疑問です。人間として、お互いに大きな視点になって地域規模で禁止していけたら良いといつも願っています。
58	回答者である私個人としては全面禁煙に賛成ですが、とにかく、吸いたい人はどーあっても吸いたいので、法制化ので、何を叫んでも無駄と思う。神奈川県のよううに法規制で禁止すれば渋わざる得ないので、法制化して欲しい。
67	喫煙する人にとって、喫煙する時間は、トイレに行く時間と、同一の認識があり、喫煙しない者から見ると、労務を怠つていると認識する。この温度差を解決しないと、従業員間の空気が難しいものとなり、仕事の生産性もありえる。
73	当事務所は男性の方が多く、全面禁煙を申し出るにはばかられる。責任者が禁煙者だとしたら、改善すると思うが、現在の責任者は愛煙家のため、事業所長が交替するまでは無理があると思われる。
76	親会社の事業所内に会社があり作業も当事業所内となつてあるため、親会社の動向方に左右され、当社の回答は参考にならないと想います。
81	敷地内全面禁煙が理想だが、来館者が1日平均で600人位おり、喫煙者が多い状況を見るにつけ、全面禁煙にした場合、道路等敷地外で喫煙し、吸殻をする人が出て来そうで心配。現在の喫煙所で多数(20人位)が喫煙していると近くの歩道を歩く人に迷惑がかかるとしている。まれに苦情もあり困っている。他の事業場の禁煙状況が分からぬい為、当方の取り組むべき課題が分かりにくいく。
85	同じアンケートが既に来て2度目です。・法律上喫煙が許されている現状では、喫煙者への配慮も必要ではないかと考えます。
86	喫煙が、まわりに多大な迷惑を掛けている事を啓発する事は大変である。国民全体への啓発をよろしくお願いします。
87	従業員の健康増進のため、喫煙者率を下げていきたい。しかし、個人の嗜好のため、なかなか規制することが難しいので本人の意志にまかせている。
90	○○役場の敷地に道路をさんはんで高校が接している。高校が今の位置となって平成21年9月から高級の教職員が高校の出入り口に近い職員駐車場内の全面禁煙になつていているが、吸ガラスやらガラスをちらかれて喫煙できるようになっている。その場所は喫煙所ではないため役場の職員であれば喫煙できることもあるので現在のところ黙認している状態。同じ公務員として勤務時間内に職場を離れて喫煙を常にしているというのにはいかがなものかと思う。
93	・喫煙所を指定(屋外)して可としたい。・當業車はほぼ喫煙可となつており、どのように対応すれば良いか?・喫煙の害についてもっと強く啓蒙したいがどうような方法があるか?
95	できれば全員タバコをやめてもらいたい。健康のため、回りの人ため
96	個人的に喫煙をしないので、喫煙者の気持ちが理解出来ない為、歩み寄って案を出しにくくなかった前へ進まない。
97	喫煙者が喫煙場から戻つて来ない。仕事の効率が下がった。
101	禁煙活動については産業医の強力なリーダーシップの下、13年前から取組み、「11年4月より敷地内全員禁煙の予定。従業員への理解も深まり、喫煙率も半減し今では18%前後となりました。一部役員の抵抗はあるものの順調に展開しています。特に意見等はありません。
102	喫煙の人が減ったが、テナントの人居なのでビルのオーナーが喫煙室を別に準備していただいている。タバコ値上がりで「やめた」方も数多い。最近女性の喫煙の人をビルの喫煙室でよく見かける。全面禁煙はいいがタバコを吸う人のモラルが重要。
105	個々の嗜好の問題でもあり、全面禁煙にするのは難しい。
109	一部喫煙者は所定の場所にて実施している為、現段階では問題は有りません。
110	全国的に非喫煙が進む中、利用者側からの要望も増え、全館禁煙(客室もフロア毎で喫煙階を設定する等を設定する等)を実施。分煙も考えたが、設備投資面で無理と判断し、屋外へ喫煙コーナーを設置。
117	当社の職種がら、喫煙所設置と喫煙時間の短縮を同時に実施した時は反発があつたが方針に問題なくスムーズに実施された。場所内も受動喫煙は環境的に無理なので、ここのまま続けていくつもりである。タバコの値上げとともに重なり喫煙率減少した。全面禁煙は思いついてやれば意外とスムーズに行くので「思いきってやってみられたら」とおすすめしたい。
124	当社の職種がら、喫煙者が多く、当社での全面禁煙とはまだならない、一部が専門職で、喫煙所設置と喫煙時間の短縮を同時に実施した時は反発があつたが方針に問題なくスムーズに実施している。今の世の中禁煙指向に向かっているが、特に問題にはならない様にしている。今後、敷地内全面禁煙は環境的に無理なので、このまま続けるのが難しかつた。今後、タバコの値上げとともに重なり喫煙率減少した。全面禁煙は思いついてやれば意外とスムーズに行くので「思いきってやってみられたら」とおすすめしたい。
125	最近の傾向として「喫煙者の減少」は下記理由によるものが多くなっています。1.年令の高齢化による事務所等でも、一部可とし、来客、一部喫煙者とのニーズに応えるようにしている。休憩中12:00～13:00就業時間が傾向に傾いているが、全て禁煙になる事は難しいと思われる。タバコの販売所が（コンビニ、自販機）が多くなく有るのに、喫煙場所の確保が少なすぎ、国や行政が、どういう風に管理、推進したいのかが問題だ。タバコを国で販売する限り、永久に無理
132	以前は11月中何時でも喫煙可としていたが、現在は喫煙時間を設けている。休憩中12:00～13:00就業時間内にも、10:00～10:15 15:00～15:15就業時間後にも、17:00～17:15 19:15～20:15（交代勤務者）の不満があり。実際時間にして1日15分×2回で毎月平均20日勤務とし、毎月60分の不就業時間に対して給与が支拂われている計算になる。
142	当社では、2002年に「禁煙奨励金制度」を実施し、禁煙する人を応援しております！
143	現在事業所内では50%の喫煙者がおり、吸う権利ばかり主張する人が多い。11月度より全社禁煙推進計画を進めおりますが、先ず管理制度、管理監督への正しい知識の植え付け（講習会）を実施し、アンケートをとりながら、当面は禁煙したい人のサポートを行なう。今後安全衛生委員会で環境改善（喫煙所撤去）を進めて行く。
152	産業看護職としては、禁煙をすすめているが、社長が喫煙者であるので、職場内全面禁煙にふみきれないと言っている。現在は社長にも禁煙指導をしている。社員は、仕事中のストレス発散のために禁煙できないと
154	当事業所の特殊性により、なかなか全面禁煙になる事が難しい状況である。一般的に「禁煙」という事は認識されてはいるものの職員の喫煙者は本人の意志主導である事が現状である。喫煙者数も年々減少はしてはいる。就務室内を全面禁煙は実施できているが、未だ敷地内全面禁煙とすることは時間がかかるのではないかと思われる。

資料12

詳細調査で訪問面接調査を受諾した事業場における
全面禁煙実施状況別の特徴

業種	就業時間内禁煙							合計
	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	娯楽業	其の他の業種	
全 面 禁 煙 の 状 況	敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙	0	0	0	0	2	0	0
	敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可	2	0	0	0	3	0	5
	建物内禁煙、屋外は喫煙所あり	9	5	0	4	0	3	20
	建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中の状況	15	0	1	0	1	0	21
合計	26	5	1	4	1	9	1	59

業種	就業時間外も就業時間内禁煙							合計
	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	娯楽業	其の他の業種	
全 面 禁 煙 の 状 況	敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙	1	0	0	0	0	0	0
	敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可	2	0	0	0	3	0	5
	建物内禁煙、屋外は喫煙所あり	9	5	0	4	0	3	20
	建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中の状況	15	0	1	0	1	0	21
合計	26	5	1	4	1	9	1	59

業種	就業時間外も就業時間内禁煙							合計
	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	娯楽業	其の他の業種	
全 面 禁 煙 の 状 況	敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙	1	0	0	0	0	0	1
	敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可	2	2	1	0	5		5
	建物内禁煙、屋外は喫煙所あり	9	10	4	0	28		28
	建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中の状況	0	0	1	0	1		1
合計	17	12	7	1	37			

業種	就業時間外も就業時間内禁煙							合計
	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	娯楽業	其の他の業種	
全 面 禁 煙 の 状 況	敷地内禁煙、かつ、敷地外も就業時間内禁煙	1	0	0	0	0	0	1
	敷地内禁煙、敷地外は就業時間内喫煙可	2	2	1	0	5		5
	建物内禁煙、屋外は喫煙所あり	9	10	4	0	28		28
	建物内喫煙所あり、全面禁煙を計画・検討中の状況	0	0	1	0	1		1
合計	10	35	45					

先進的事業場の事例紹介

意外に、敷地内全面禁煙導入は、受け入れて貰える時代になりつつあるのでは？

～ポイントは導入の際のface to faceのコミュニケーション～

今回某調査員が訪問させて頂いた敷地内全面禁煙を既に実施している事業場は、静岡市の市街地より車で30分程北に向かい、山あいの集落にある**玉川生涯学習交流館**、いわゆる少し大きめの公民館でした。

職員は僅か2名で、しかも非喫煙者にて、敷地内全面禁煙は導入しやすい環境にあるのですが、調査員が驚き且つしつこく確認をさせて頂いた点は、**敷地周辺のどこにも喫煙している気配が全くない**ことでした。



学校や病院等の敷地内全面禁煙となっている裏門の外には、よく、ちょっとした缶から等が置いてあって、喫煙の痕跡があるものです。しかし、今回訪問させて頂いた玉川生涯学習交流館ではその気配が全くありません。しつこく「利用者が時々吸うのでは？」と話を伺ったのですが、「**特に対策なく、皆吸わずに問題ない**」とお答え頂きました。

そのため、敷地内全面禁煙導入の際の対策をよくよく伺ってみると、「**事前に、連合町内会議等の各種会議において周知した**」に加え、「**喫煙者は限られていたので個別に周知した**」すなわち「利用者全員がご近所一顔見知りであり、導入の際に、喫煙者に対して個別にお話しをされた」とのことでした。それで、利用者の理解もすんなり得られたようです。

もちろん、利用者が顔見知り且つ少数であるため、face to faceのお話しできることは特殊状況です。しかし、**敷地内全面禁煙を導入する際に、集団全体への周知に始まって、喫煙者集団、さらには導入反対の方に個々にface to faceでお話をして頂くことが導入のポイントではなかろうか**と感じた次第です。すなわち、個々に「**顔が見える中での全面禁煙依頼**」を粘り強くお願いしていくけば、敷地内全面禁煙を受け入れて貰える可能性はかなり高い時代となってきているのではないのでしょうか。

(静岡産業保健推進センター平成22年度調査研究「静岡県内事業場の全面禁煙に向けた実態・課題の調査と支援」の訪問面接調査に基づいて2011年3月に作成した先進事業場の紹介資料)

資料13 ②

先進的事業場の事例紹介：敷地内全面禁煙 in 浜松労災病院 「地域の皆様のためにも病院は綺麗でなければならない！」

2011年、正月早々の1月7日に、浜松市東区将監(しょうげん)町にある浜松労災病院を訪問し、事務局長の中村さんと総務課庶務係長の窪田さんにお会いして、同病院の喫煙対策についてお話を聞かせていただきました。

禁煙ルールや吸殻ゼロを守ることは、クリーンな職場環境への意識を高め、職員だけでなく患者さんの満足度にも貢献！

浜松労災病院の沿革の抜粋：
1967年に「静岡労災病院」として開設
1985年に「浜松労災病院」に改称
2009年12月に新病院建物が完成
2010年11月に新病院竣工

駐車場なども非常に綺麗な病院として、他の病院からも驚かれています



(病院機能評価の項目に、全館禁煙、ならびに、患者・職員の禁煙の積極的推進による禁煙の徹底が含まれています)

浜松労災病院の概要：外来診療科目としては、内科、精神神経科、神經内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、ならびに、健康診断部があり、入院ベッド数は312床、職員数は400人弱。

★職員の喫煙者率はおよそ、全体で10%、男性で20%、女性で6%余。

(院内掲示ポスター)



敷地内禁煙

当院では、広く社会全般の健康を守り、健康を増進していくため、敷地内全面禁煙としています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※敷地内とは、建物内のみならず、駐車場、道路などすべての敷地をいいます。

安心で快適な病院を目指します。

労働者健康福祉機構 浜松労災病院長

患者さんなど病院利用者に対しても、院内掲示、院内マーキング、職員による声かけを行い、地域の皆様とともに清潔な病院づくりに取り組んでいます



敷地内全面禁煙の成功の秘訣

〈浜松労災病院での取り組み例〉

敷地内には喫煙所は一切ないが、敷地外の喫煙は禁止できないため、当初、周辺路上でタバコを吸う人がいた。そこで、事務局管理者が毎朝パトロールをし周辺側溝の吸殻を拾い、吸殻が落ちていない状況を作った。同時に「敷地外でたばこを吸ってもいいが、吸殻を捨てないでください！」と声をかけたら、喫煙者もいなくなった。

〈秘訣〉

- ☆ 禁煙を促すより吸殻を拾って落ちていない状況を見せるのが効果的！工場でも従業員が吸殻を拾えば徹底できる！
- ☆ トップの毅然とした姿勢が大切！
- ☆ 「喫煙は、命と時間の損失！」「命を支える病院職員の喫煙は論外！」という組織風土の醸成が大切！

(静岡産業保健推進センター平成22年度調査研究「静岡県内事業場の全面禁煙に向けた実態・課題の調査と支援」の訪問面接調査に基づいて2011年3月に作成した先進事業場の紹介資料)

資料13 ③

先進的事業場の事例紹介：建物内全面禁煙in 株式会社ティージー

2011年1月27日に、浜松市北区大山町にある株式会社ティージーを訪問し、代表取締役高林 正夫様に、同社の喫煙対策についてお伺いしました。

【株式会社ティージーの概要】

自動車・二輪・電機部品・トランス・ワイヤー

ハーネス組立加工

資本金 1200万円

創業 1985年6月

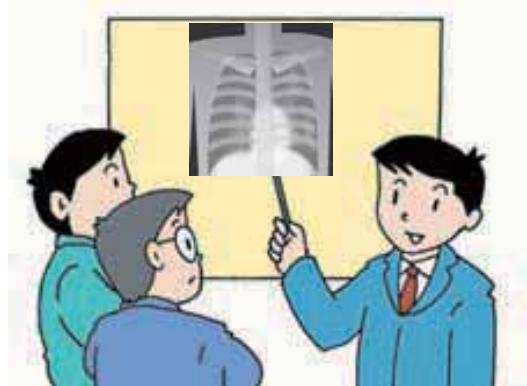
従業員数 75名

★職員の喫煙者率はおよそ、全体で13.3%、男性で38.1%、女性で3.7%。

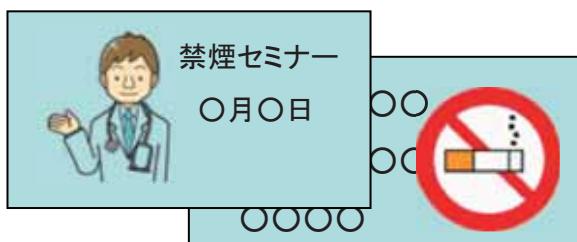
<建物内全面禁煙に向けた取り組み>

✓ 女性従業員から、受動喫煙による健康影響に対する不安の声が増加

✓ 2006年 経営者自らが、喫煙による健康影響を説明し、建物内全面禁煙を宣言



(社長自ら喫煙による健康影響について社員に説明)



(食堂や出入り口等に禁煙セミナーや喫煙による健康影響のポスターを掲示)

建物内禁煙を
入口に表示



建物内禁煙のための施策

<株式会社ティージーでの取り組み例>

- ・喫煙による健康影響を全従業員に周知
- ・建屋入り口付近に1ヵ所のみ喫煙所を設置
- ・お客様に対し建物内禁煙について説明を実施
- ・食堂・事務所入り口等に禁煙に関する講演会のポスターを掲示

<今後の予定>

- ・敷地内全面禁煙に向けて、喫煙者(お客様含め)に対する理解を求めていく

建物内禁煙の効果

男性の喫煙率

90% → 38.1%



(静岡産業保健推進センター平成22年度調査研究「静岡県内事業場の全面禁煙に向けた実態・課題の調査と支援」の訪問面接調査に基づいて2011年3月に作成した先進事業場の紹介資料)

先進的事業場の事例紹介(建屋内禁煙)

丸尾興商株式会社

それは 21年前、妊婦への配慮から 社長の決断で始まった！

建屋内禁煙成功のポイント

- 社長からのトップダウン
- 喫煙による健康障害に関する従業員全体の知識・認識の改善
- 禁煙文化

袋井市の丸尾興商株式会社は創業60年を迎える機械工具・管材・電機・住設・建材等の総合商社。

袋井本社では21年も前から建物内全面禁煙を実施しています。

当時、社内の妊婦さんから「職場での受動喫煙で自分も苦しいし、お腹の子供のことが心配」と相談された社長が即決で建屋内全面禁煙を決めました。

喫煙所は事務所の玄関手前にひとつだけ。みんなに見える場所だから、喫煙している従業員は他の従業員から「あいつはサボっている」と思われて、吸いにくい環境(=受動喫煙、衣服煙を避ける環境)になっています。

禁煙した上司が、喫煙をしている部下に禁煙を諭す良い循環が回っています。

建屋内全面禁煙によって、喫煙率は大きく低下し、現在では、女性0%、男性27%で、全体では13.4%。

(静岡産業保健推進センター平成22年度調査研究「静岡県内事業場の全面禁煙に向けた実態・課題の調査と支援」の訪問面接調査に基づいて2011年3月に作成した先進事業場の紹介資料)



先進的事業場の事例紹介(建屋内禁煙)

森町役場

平成11年、妊産婦へ配慮から 分煙が始まった！

建屋内禁煙成功のポイント

- 結局は、トップダウンが必要
- 守れない人がいれば、注意する人がいて、それを受け入れられる風土

県中遠北部の自然豊かな森町の町役場、職員数は107人。

平成11年に**妊産婦の町職員の提案**により、分煙化が始まりました。

平成18年には喫煙所を屋外4箇所に限定し、うち1箇所は、喫煙者を減らすため、他の職員から目に付きやすい庁舎玄関に設置しました。

ところが、平成19年に**町民から「勤務時間に喫煙をするとはどういうことか」とのおしがい**を受け、また受動喫煙の問題もあり、玄関の喫煙所を撤廃し、3箇所に削減しました。

当初、喫煙場所を守れない職員もいましたが、**注意するとすぐにやめ、以降は喫煙所以外で吸うことはなくなりました。**

職員喫煙者は明らかに少なくなりました。職員数はほぼ変化していませんが、喫煙者数はこの4年間で35人から23人へと減少しています。喫煙率は建屋内禁煙により明らかに低下し、現在では、男女併せて全体では21.3%です。

(静岡産業保健推進センター平成22年度調査研究「静岡県内事業場の全面禁煙に向けた実態・課題の調査と支援」の訪問面接調査に基づいて2011年3月に作成した先進事業場の紹介資料)



資料13 ⑥

先進的事業場の事例紹介：就業時間内全面禁煙 in 伊豆保健医療センター

2011年1月7日に、伊豆の国市田原にある伊豆保健医療センターを訪問し、保健課課長の秋山洋様と企画管理課の窪田幹雄様にお会いして、同センターの喫煙対策についてお伺いしました。



病院機能評価
認定 第JC899号

伊豆保健医療センターの概要

外来診療科目としては、内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、呼吸器科、睡眠障害外来、大腸外来、禁煙支援外来、皮膚科外来、救急外来、検診部があり、入院ベッド数は97床、職員数は217名。

★職員の喫煙者率はおおよそ、全体で31.9%、男性で40.4%、女性で28.9%。

<就業時間内全面禁煙に向けた取り組み>

- ✓ 2004年7月に病院機能評価受審を契機に、院内プロジェクトを設置。
喫煙者である管理職をプロジェクトの中心メンバーとし、対策を協議。
- ✓ 2004年12月に就業時間内全面禁煙を開始。



(近隣スーパー・マーケットの喫煙スペース)



(トイレの煙感知器)



(院内掲示ポスター)

就業時間内全面禁煙のための施策

<伊豆保健医療センターでの取り組み例>

- ・喫煙者である職員に、禁煙支援外来を利用してもらった。
- ・全面禁煙開始時に不要となった、イス・灰皿などを近隣のスーパー・マーケットに寄付して、屋外喫煙スペースを作ってもらい、使用している。
- ・毎日全館放送で、患者さん・見舞いの人への周知のため、全面禁煙のアナウンスをしている。
- ・トイレに煙(熱)感知器を設置。

<今後の予定>

- ・安全衛生委員会にて、昼休みも全面禁煙にしようという案が出ているが、まだ議論中。

(静岡産業保健推進センター平成22年度調査研究「静岡県内事業場の全面禁煙に向けた実態・課題の調査と支援」の訪問面接調査に基づいて2011年3月に作成した先進事業場の紹介資料)

職場全面禁煙化のためのチェックリスト(案)

A

職場・事業所の体制の整備

	項目	回答	コメント
1	職場の全面禁煙*は難しい課題だと思いますか	はい	話題に上げることすら難しい職場もあります。しかし、今、様々な職場で全面禁煙が広がっています。進んだ職場の情報*を取り入れましょう
		いいえ	思い切って、建屋内や敷地内全面禁煙を提案してみましょう。先進事業所*からアドバイスをもらうこともお勧めします
2	職場はテナントですか	はい	まず、自分達のエリアから禁煙化しましょう。そして、自職場の全面禁煙が達成できたら、周りのテナントにも広げていきましょう
		いいえ	従業員・お客様の健康や職場の安全・生産性*を守るなど明確な意思を持ち、一つ一つ喫煙所を減らすなど全面禁煙に向けた取組みを始めましょう
3	タバコの煙が製品の品質やサービスの質を落とすことありますか	はい	全面禁煙にすることが必須です。トップと従業員の理解を得て、トップダウンで一気に全面禁煙を実現しましょう
		いいえ	働く仲間とお客様*(喫煙者も非喫煙者も)の健康を守るために、そして、職場の安全と生産性を守るために、禁煙を進めましょう
4	労働安全衛生マネジメントシステム*を採用していますか	はい	マネジメントシステムの中で、従業員・お客様の健康を守り生産性・品質を高めるという方針に基づき、全面禁煙計画を推進しましょう
		いいえ	方針「健康づくり・生産性向上」を表明し、目標「受動喫煙防止と喫煙者率低減*」を掲げ、最も有効な手段として全面禁煙の導入計画を立てましょう
5	経営層は禁煙の意識が高いでしょうか	はい	働く仲間を守るという全面禁煙の目的を労働組合(または従業員の代表者)とも共有しながら、トップダウンで一気に全面禁煙を推進することが大切です
		いいえ	自身と従業員の健康や事業の生産性を守るために禁煙が重要な課題であることを、経営層にも理解してもらいましょう
6	喫煙者のマナーは十分ですか	はい	喫煙者は喫煙マナーの不十分さに気付かず、非喫煙者も無意識に容認しがちです。全面禁煙を進める契機として、非喫煙者の声はとても重要です
		いいえ	空間分煙*では、喫煙所(の換気扇)から漏れる煙、衣服の残留煙*、吐く息の呼出煙*などによって受動喫煙が生じます
7	安全衛生委員会*などで喫煙対策について討議していますか	はい	従業員の健康を守るためにには、受動喫煙の防止、すなわち、全面禁煙が欠かせないことを
		いいえ	産業医・看護職などの指導の下、労働者の健康・安全にとって喫煙対策が最重要課題の一つであることを確認し、全面禁煙に向けた議論を始めましょう
8	喫煙対策にかかる費用は大きいと思いますか	はい	空間分煙は(隔離、排煙、清掃、防火など)高額な対策を行っても受動喫煙防止には不十分です。費用のかからない手段としても全面禁煙を目指しましょう
		いいえ	厚労省ガイドライン*に沿った空間分煙には大きな費用がかかるなどを、職場や事業所として認識しましょう

B

喫煙者に対する対策

1	禁煙サポート体制がありますか	はい	利用者を増やしていく方策について検討しましょう。産業保健推進センターもお手伝いしますので、是非、ご相談下さい。
		いいえ	職場の禁煙化と個人の禁煙は車の両輪です。産業医・産業看護職、あるいは、産業保健推進センターに相談して、個人の禁煙サポートを検討しましょう
2	健康診断で禁煙指導が行われていますか	はい	喫煙は、粉じん・騒音・化学物質・振動工具等の様々な業務の影響を増強します。特殊健診も含め、あらゆる機会を利用しましょう
		いいえ	健康診断は、自身の健康について振り返るタイミングです。健診結果に現れる様々な喫煙の影響を啓発しながら、積極的に禁煙指導を取り入れましょう
3	喫煙者率を把握していますか	はい	喫煙対策(とくに全面禁煙)による低減効果を見ていきましょう。併せて、健診結果の改善傾向*について産業医や健診機関に尋ねてみましょう
		いいえ	健康管理の一環として、健康診断での問診結果等を利用して喫煙者率を把握しましょう。そして、喫煙者率の低減目標を立ててみましょう

C

説明、啓発、連携

1	職場の人達は喫煙の害が理解しているでしょうか	はい	受動喫煙で肺がん・心筋梗塞ばかりか、メタボ・失明・難聴も増えることをご存知でしょうか。喫煙は生産性低下、品質悪化、事故増加にも影響します
		いいえ	喫煙がもたらす様々な悪影響について正しい知識を持つことが喫煙対策の第一歩です。産業保健推進センター*が職場の啓発活動を支援しています
2	全面禁煙は敷地周辺での喫煙を増やし、近隣住民から苦情が出そうですか	はい	周辺の吸殻拾いや説明・協力依頼による成功事例の紹介資料等を産業保健推進センターで配布していますので、ご活用ください
		いいえ	全面禁煙導入前に、敷地周辺の喫煙マナーを決めておきましょう。地域によっては路上喫煙禁止の条例がありますので、確認しておきましょう
3	喫煙対策は空間分煙で十分だと思いますか	はい	空間分煙では受動喫煙の害を防ぎ切れないことを知ってください(WHO「たばこ規制枠組条約」第8条に関する「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」)
		いいえ	職場の非喫煙者を受動喫煙の害から守るために、全面禁煙を進めましょう。さらに、全面禁煙は喫煙者の健康を守ることにもつながります
4	厚生労働省のガイドラインをご存知ですか	はい	活用を図りましょう。ただし、ガイドラインに沿った空間分煙の実施には通常、高額な費用がかかり、(少なくとも建屋内)全面禁煙が現実的です
		いいえ	インターネット(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/05/h0509-2a.html)等では是非、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平成15年)をご確認ください
5	禁煙化についてお客様の反対がありますか	はい	全面禁煙は(多数派の)非喫煙のお客様に歓迎され、喫煙のお客様の健康を守ることになります。CSR、エコ、安全の観点からもお願いしましょう
		いいえ	自事業場の方針として禁煙化を進めましょう。そして、"全面禁煙"を自社のアピール点としても利用しましょう

(*を付けた用語等については、補足資料を添付する予定)

「事業場の全面禁煙に向けたアクション・チェックリスト」

を作成するためのアクション(提案)候補一覧

<喫煙対策についての認識>

- ✓ 非喫煙者は、受動喫煙の被害について我慢せずに職場で話します
- ✓ 産業医・看護職、衛生管理者や衛生推進者は、全面禁煙の必要性を啓発します
- ✓ 労働組合などの労働者代表に、全面禁煙に向けた連携を依頼します
- ✓ 事業場のトップは、全面禁煙の重要性を表明します
- ✓ 従業員の喫煙が医療費に及ぼす影響を、職場で確認します
- ✓ 従業員の喫煙が品質やサービスに及ぼす影響を、職場で確認します
- ✓ 従業員の喫煙が安全や生産性に及ぼす影響を、職場で確認します

<職場の啓発・教育活動>

- ✓ 厚労省「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を、職場で紹介します
- ✓ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を、職場で紹介します
- ✓ 「静岡県内事業場の全面禁煙に向けた実態・課題の調査と支援」の結果を、職場で紹介します
- ✓ タバコの有害性に関する健康教育を実施します
- ✓ 残留煙や呼出煙を含めた受動喫煙の害についての教育を実施します
- ✓ 職場に喫煙場がある限り受動喫煙を防ぎ切れないことを、職場で啓発します
- ✓ 啓発・教育活動のために、産業保健推進センターを利用します

<喫煙者の禁煙サポート>

- ✓ 禁煙を支援するための指導を実施します
- ✓ トップ・幹部は率先して禁煙します
- ✓ 健康診断や保健指導の場で、禁煙指導を行います
- ✓ 事業場の生産性や効率のためにも喫煙対策に取り組みます
- ✓ 事業場の安全のためにも喫煙対策に取り組みます
- ✓ 喫煙対策の費用対効果を意識しています
- ✓ 禁煙サポートの効果的方法の一つとして、全面禁煙を推進します

<全面禁煙の推進方法>

- ✓ (安全)衛生委員会で喫煙対策について定期的に話し合います
- ✓ 事業場の喫煙者率を把握して事業場内で発表します
- ✓ 厚労省のガイドラインに沿った喫煙所の設置には、高額な費用がかかるなどを確認します
- ✓ 事業場で全面禁煙を提案します
- ✓ 喫煙対策は、トップダウンで推進します
- ✓ 事業場内では自販機を含むタバコ販売を廃止します
- ✓ お客様にも、全面禁煙への目的を説明して協力を願います
- ✓ 従業員が事業場周辺でタバコを吸わないよう対策を行います
- ✓ 事業場周辺の吸殻拾いを定期的に行います
- ✓ 地域の禁煙条例などを確認します
- ✓ 全面禁煙の推進のために、産業保健推進センターを利用します

